

1. 議事日程（第4日目）

（平成17年度安芸高田市決算審査特別委員会）

平成18年11月29日  
午前10時00分 開議  
於 安芸高田市議場

1、開 会

2、議 題

- (1) 認定第2号 平成17年度安芸高田市一般会計決算の認定について
- (2) 認定第3号 平成17年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定について
- (3) 認定第4号 平成17年度安芸高田市老人保健特別会計決算の認定について
- (4) 認定第5号 平成17年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定について

3、散 会

2. 出席委員は次のとおりである。（18名）

|    |         |    |         |
|----|---------|----|---------|
| 委員 | 今 村 義 照 | 委員 | 塚 本 近   |
| 委員 | 明 木 一 悦 | 委員 | 秋 田 雅 朝 |
| 委員 | 加 藤 英 伸 | 委員 | 川 角 一 郎 |
| 委員 | 赤 川 三 朗 | 委員 | 松 村 ユキミ |
| 委員 | 熊 高 昌 三 | 委員 | 藤 井 昌 之 |
| 委員 | 青 原 敏 治 | 委員 | 金 行 哲 昭 |
| 委員 | 杉 原 洋   | 委員 | 入 本 和 男 |
| 委員 | 山 本 三 郎 | 委員 | 岡 田 正 信 |
| 委員 | 亀 岡 等   | 委員 | 渡 辺 義 則 |

3. 欠席委員は次のとおりである。（2名）

|    |         |    |         |
|----|---------|----|---------|
| 委員 | 小 野 剛 世 | 委員 | 玉 川 祐 光 |
|----|---------|----|---------|

4. 安芸高田市議会委員会条例第19条の規定により出席した者の職氏名（32名）

|                   |           |                   |         |
|-------------------|-----------|-------------------|---------|
| 副 市 長             | 増 元 正 信   | 総 務 部 長           | 新 川 文 雄 |
| 福 祉 保 健 部 長       | 廣 政 克 行   | 社 会 福 祉 課 長       | 重 本 邦 明 |
| 社 会 福 祉 課 主 幹     | 中 元 寿 文   | 社 会 福 祉 係 長       | 西 村 友 枝 |
| 社 会 福 祉 係 担 当 係 長 | 岡 島 勤     | 社 会 福 祉 係 担 当 係 長 | 毛 利 幹 夫 |
| 障 害 者 福 祉 係 長     | 小 笠 原 義 和 | 高 齢 者 福 祉 課 長     | 沖 野 和 明 |

|             |         |                       |         |
|-------------|---------|-----------------------|---------|
| 高齡者福祉課主幹    | 神 岡 眞 信 | 介 護 保 險 係 長           | 中 谷 文 彦 |
| 保 健 医 療 課 長 | 武 岡 隆 文 | 国 保 医 療 係 長           | 田 村 政 司 |
| 福 祉 医 療 係 長 | 俵 秀 樹   | 健 康 推 進 係 長           | 久 保 ヒトミ |
| 吉 田 保 育 所 長 | 是 常 知 昭 | 市 民 部 長               | 杉 山 俊 之 |
| 税 務 課 長     | 山 本 数 博 | 税 務 課 担 当 課 長         | 西 本 博 昭 |
| 市 民 税 係 長   | 中 山 好 夫 | 収 納 係 長               | 野 村 政 彦 |
| 八 千 代 支 所 長 | 平 下 和 夫 | 八 千 代 支 所 市 民 生 活 課 長 | 乘 田 省 三 |
| 美 土 里 支 所 長 | 立 川 堯 彦 | 美 土 里 支 所 市 民 生 活 課 長 | 宮 本 八 郎 |
| 高 宮 支 所 長   | 猪 掛 智 則 | 高 宮 支 所 市 民 生 活 課 長   | 岩 崎 猛   |
| 甲 田 支 所 長   | 宍 戸 邦 夫 | 甲 田 支 所 市 民 生 活 課 長   | 深 本 正 博 |
| 向 原 支 所 長   | 益 田 博 志 | 向 原 支 所 市 民 生 活 課 長   | 田 口 茂 利 |

5. 職務のため出席した事務局の職氏名（2名）

事 務 局 長 増 本 義 宣 書 記 国 岡 浩 祐



午前10時04分 開会

○今村委員長 おはようございます。

開会前に、玉川委員、小野委員より欠席の届けが出ております。

ただいまの出席委員は18名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の決算審査特別委員会を開議いたします。

本日の審査日程は、お手元に配付のとおり、認定第2号のうち福祉保健部所管の部分について及び認定第3号から認定第5号までの3件の特別会計決算の認定についてでございます。

議事の都合により、認定第3号、平成17年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定についてを最後の議題といたします。

それでは、認定第2号、平成17年度安芸高田市一般会計決算の認定についてのうち福祉保健部所管の部分についてを議題といたします。

所管部長より概要の説明を求めます。

廣政福祉保健部長。

○廣政福祉保健部長 それでは、平成17年度の福祉保健部におけます決算の概要を申し上げます。

福祉保健部につきましては、社会福祉課、高齢者福祉課、保健医療課と3課8係でこの福祉行政を執行してまいったところであります。大まかに3課のそれぞれの概要を申し上げますが、決算状況、また主要施策説明につきましては各課長の方からご説明いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

社会福祉課におきます主な事務、新たな事業、権限移譲事務等についてでございますが、福祉事務所設置2年目に当たりまして、生活保護事務は査察指導員及びケースワーカー4名の体制で、保護の相談、申請、被保護者の調査、相談、指導、指示等の巡回訪問を実施してまいったところであります。生活保護の動向につきましてはほぼ横ばいの状況で推移しておりますが、高齢化率の増加、雇用状況の変動によります生活困窮者の増加も予想されまして、ケースワーカーの研修、職員体制を含めました適切な運営実施も今後の課題であろうと考えております。また、住民の福祉の向上と地域福祉の推進のため日夜活動を行っていただいております民生児童委員協議会及び社会福祉協議会と連携いたしまして、その活動を支援してまいったところであります。

障害者福祉につきましては平成17年度に障害者自立支援法が制定されまして、3障害を含めました新たな制度改正がスタートということでありまして、通常の種類給付等の福祉サービス、支援費事務を実施しながら改正事務対応してまいったところであります。

また、新規事業といたしましては、ファミリーサポート事業登録制で提供会員が依頼会員の子どもを必要に応じまして一時的に家庭で預かる制度を昨年10月から実施いたしております。制度の周知とともに登録会員数も増加傾向にありますが、今後におきましても相互扶助の新しい

形での子育て支援としての取り組みを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、高齢者福祉課におきます主な事業概要について申し上げます。高齢者福祉につきましては、高齢者の生きがいづくりや健康づくりへの支援、就労への支援を行う一方、援護が必要な高齢者とその家族に対しまして在宅生活を支えるため、介護予防事業、地域生活支援事業、家族介護支援事業、生きがい活動支援事業といたしましてさまざまな在宅サービスを実施してまいりました。また、平成18年度から20年度までの3年間を計画期間としました安芸高田市高齢者保健福祉計画第3期介護保険事業計画を策定してまいったところであります。平成18年度の介護保険制度改正によりまして介護保険料の基準額が4,400円となりまして、高齢者の皆様には負担の増額をお願いする結果となりましたが、制度改正の趣旨であります介護予防、在宅支援に向けて取り組みをしてまいりたいと考えております。また、17年度には、介護保険制度改正の柱の一つであります地域包括支援センターの設置に向け準備を行ってまいったところであります。

次に、経済的、環境上の理由などによりまして自宅での生活することが困難な高齢者に、老人保護措置事業といたしまして養護老人ホーム入所措置を行っております。ひとり暮らし高齢者などの増加に伴い入所希望もふえまして、平成17年度末現在では91名の高齢者を入所措置しております。

次に、平成16年度からの継続事業でありました特別養護老人ホームかがやきが完成したところでございますが、鉄筋コンクリートづくり3階建て、延べ床面積約3,895平米です。個室ユニット型特養で特別養護老人ホーム50床、ショートステイ10床の計60床であります。社会福祉法人ちとせ会に指定管理を行い、平成18年3月から運営開始しまして、現在、安芸高田市民が46名、市外から4名が入所しておられます。68名が待機しておられる状況であります。高齢者の在宅生活を支援するためにも、高齢者の生きがい等健康づくり、就労を支援し、介護予防を進め地域生活を支援し、だれもが住みなれた地域で安心して生き生きと暮らしていただけるよう高齢者福祉を進めてまいりたいと考えております。

次に、保健医療課におきましては、老人、乳幼児、重度障害者、ひとり親家庭等に対します医療費の公費助成事業を初めとしまして、母子保健、歯科保健、精神保健分野におきます各種健診、相談事業、予防接種、健康づくり事業等の実施、また、特別会計におきましては、老人保健法に基づきます医療の給付や老人保健事業の実施のほか国民健康保険の事業運営など、市民の健康、医療について幅広く事業を実施してまいったところであります。特に医療制度改革におきます医療費の適正化対策の推進に当たりましては、生活習慣病に着目した中・長期的な対策が中心となりまして、国、県におきましては5年を1期とした医療費適正化計画の策定が義務づけられております。各医療保険者におきましては、メタボ

リックシンドローム、内臓脂肪症候群であります。この概念を導入いたしまして40歳から74歳までの被保険者等を対象とする健診、保健指導の計画策定、実施及びデータ管理化が義務づけられたところであります。

本市におきましても、少子高齢化の急速な進展、糖尿病や脳卒中、心臓病などといった生活習慣病が増加している中で、市民一人一人が生活習慣を見直し、より一層の健康増進、発病を予防する第一予防に重点を置いた健康づくり対策の推進が急務になっておると考えております。このため、平成17年度におきましては医療費適正化モデル事業の採択を受けまして、過去のデータをもとに医療費の地域特性や疾病構造等を分析するとともに、市民の健康意識についてアンケート調査を実施したところであります。本年度、18年度策定しております本市の健康増進計画、健康安芸高田21や、来年度に策定すべき特定健診等実施計画の策定に反映させるとともに、今後の保健指導、予防対策の構築を目指すための方向性を示したところであります。また、地域医療の中核を担います厚生連吉田病院の休日・夜間救急診療所運営事業の運営、第二次救急医療運営事業につきましても、安佐市民病院や関係機関と連携をいたしまして救急患者の医療体制の確保に努めてまいったところであります。

以上、福祉保健部17年度の決算に伴いまして概要を申し上げましたが、これより決算及び主要施策の成果に関する説明書に基づきまして各課の課長からご説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○今村委員長 続いて、関係課長から順次要点の説明を求めます。

重本社会福祉課長。

○重本社会福祉課長 それでは、社会福祉課に関係するものにつきましてご説明をいたします。

歳入でございますが、決算書の21、22ページをお願いいたします。款12の分担金及び負担金、項2の負担金、目2の民生費負担金で1節の社会福祉費負担金の調定額4,798万2,156円のうち、社会福祉課の関係といたしまして653万4,000円がございます。このうち収入済額は、備考欄の障害者の関係20万円で、収入未済額が734万4,029円のうち633万4,000円がございます。これは障害者保護措置費負担金で合併前の平成8年度から平成14年度までの旧町分及び広域連合で事務事業をいたしておりましたときの支援費制度以前の入所施設の措置制度のときの対象者3名分、支払い義務者で言いますと4名分でございます。

次に、2節の児童福祉費負担金、調定額2億3,885万6,420円、収入済額2億2,317万9,480円、収入未済額が1,567万6,940円でございますが、収入内訳といたしましては、備考欄の市内にあります14カ所の保育所保護者負担金現年度分が2億272万3,540円、滞納繰越分が388万760円、次に、保育所の広域入所運営費に係る他市町村の負担金が1,657万5,180円でございます。

続きまして、27、28ページをお願いいたします。款14、国庫支出金、項1の国庫負担金、目1の民生費国庫負担金、1節の社会福祉費負担金のうち、

社会福祉課関係は備考欄の身体障害者保護措置費負担金7,905万8,124円でございます。これは施設入所者の支援費及び更生医療給付費、補装具給付費等に係ります国費2分の1の補助金でございます。次に、1つ飛んで知的障害者福祉費負担金1億518万7,406円、これは施設入所支援費の国費2分の1の補助金でございます。

次に、2節児童福祉費負担金、収入済額2億5,959万7,283円の内訳といたしましては、児童保護措置費負担金7,007万5,915円、これは私立保育所運営に係る国費の国庫負担金及び広域入所運営費、保育所運営に係ります国庫の2分の1の補助金でございます。次の被用者小学校第3学年終了前特例給付費から以下30ページ、4行を含みまして、これは児童手当特例給付負担金まででございますが、児童手当に係ります国庫の負担金でございます。それから児童扶養手当費負担金6,055万3,380円は母子家庭の児童扶養手当に要する国庫の負担金でございます。それから次の母子生活支援施設措置費の負担金479万805円は、ドメスティック・バイオレンス、DV等の母子保護世帯の入所委託に係る2分の1の国庫負担金でございます。次の特別児童扶養手当の1,802万6,017円は、重度の在宅障害児に係ります国費4分の3の児童扶養手当の負担金でございます。

それから次の3節生活保護費負担金、3億4,133万9,000円は、生活保護の扶助費関係に係ります4分の3の国庫の負担金でございます。

続きまして、項2、国庫補助金、目2、民生費国庫補助金、1節の社会福祉費補助金のうち社会福祉課の関係は、備考欄の下から2行目、障害者福祉費補助金2,478万5,402円及び知的障害者福祉費補助金1,105万7,000円は居宅生活支援費等に係ります2分の1の国庫の補助金でございます。

31、32ページをお願いします。次に、2節の児童福祉費補助金429万7,000円は、障害児居宅生活支援費としての2分の1の補助金でございます。次の3節の生活保護費補助金150万8,000円は、診療報酬明細書の点検及びケースワーカーの研修等10分の10の生活保護適正化実施推進事業としての補助金でございます。

続きまして、33、34ページをお願いします。項3、委託金、目2、民生費委託金の2節の児童福祉費委託金4万2,483円は、特別児童扶養手当の事務費の委託金でございます。

35、36ページをお願いします。1節の社会福祉費負担金のうち社会福祉課関係は、備考欄の2行目、民生委員推薦会運営費負担金3万5,000円、これは民生委員に係ります推薦会の補助金でございます。次の施設訓練等支援費負担金354万6,381円は、障害者支援費補助事業に係ります県の負担金でございます。次に、2節の児童福祉費負担金ですが、内訳といたしましては、備考欄の児童保護措置費負担金3,481万4,342円、これは私立保育所の運営に係ります県費の負担金4分の1の補助でございます。次の被用者児童手当費負担金から被用者小学校第3学年終了前特例給付費負担金までは児童手当の関係の県の負担金でございます。次に、母子

生活支援措置費負担金239万5,402円は、支援施設入所委託に係ります4分の1の県の負担金でございます。3節の生活保護費負担金1,079万5,684円は、住所不定者に対する国庫補助金の4分の1、すべて見てくれるわけでございますが、4分の1、残りの分を県費負担金として受け入れるものでございます。

続きまして、39、40ページをお願いします。項2、県補助金の目2、民生費県補助金でございますが、1節の社会福祉費補助金のうち備考欄で、一番上でございますが、障害者日常生活用具給付費補助金79万9,000円で、これは2分の1の県費でございます。次に、2つ飛びまして障害者社会参加促進事業費補助金144万5,000円は、手話、要約筆記、声の広報等、社会参加を促進するための3分の1の補助金、次の心身障害者就労促進事業補助金138万3,000円は、心身障害者の共同作業所の運営費の2分の1の補助金、次の知的障害者福祉費補助金1,025万1,000円は、知的障害者小規模通所授産施設に係る4分の3の福祉費の補助金でございます。それから4つ飛びまして、障害者居宅支援事業費補助金627万3,000円はデイサービス等の2分の1の補助金でございます。次の2節の児童福祉費補助金のうち、下から2行目ですが、特別保育事業費等県補助金は556万8,000円、これは延長保育や地域子育て支援事業並びに僻地保育所の関係等の特別保育事業に要する3分の2の県の補助金です。次の放課後児童対策事業補助金794万1,000円は、放課後児童クラブの運営費に対します3分の2の補助金でございます。

続きまして、41、42ページをお願いします。目3、衛生費県補助金、1節の保健衛生費補助金のうち、社会福祉課の関係は精神障害者就労促進事業費補助金248万円、これは精神障害者の共同作業所の運営助成に關します3分の2の補助金、次の精神障害者居宅生活支援事業費補助金421万2,072円は、精神障害者の在宅サービスに対する3分の2の補助金でございます。

続きまして、47、48ページをお願いします。一番上の1節の社会福祉費委託金ですが、21万7,000円、これは遺族、戦傷病者等援護事務に要する援護業務の交付金でございます。目3の衛生費委託金の1節保健衛生費委託金のうち原爆特別措置法施行事務の委託金20万9,145円は、原爆被爆者健康管理手当等の原爆事務に要する事務の委託金でございます。

次に、飛んで55、56ページをお願いします。20款の諸収入、項3で貸付金元利収入のうち目5、障害者住宅整備資金現年度分元利収入251万6,788円は、障害者の居宅改善、環境改善のために必要な住宅改修資金を貸し付けた貸付金の償還金でございます。

57、58ページで、収入未済額が344万6,572円、これは1名分でございます。これは平成6年度に420万円を貸し付け、10年償還で3カ年分は領収をいたしておりますが、借り受け人が平成11年5月に死亡されて7カ年分が滞納となっておりますところでございます。現在は保証人であります息子さんに請求をいたしております。

次に、59、60ページをお願いします。雑入のうち備考欄の上から5行目、社会福祉課関係雑入387万8,556円の主なものといたしましては、生活保護費を受けた後に年金の受給の開始があったり、遡及受給、それから保険金の解約返戻金が入ってきたり雇用保険の受給等によりまして収入認定額が変更いたしましたして、差し引き相当額を収入再計算し、返還させて雑入として収入するものでございます。収入未済額が次の320万299円でございます。これは生活保護者から保護費を返還させる月々の分割納付を含めまして、翌年度16名分を繰り越すものでございます。

続きまして、歳出でございますが、決算書では83、84ページ、それから主要施策に関する説明書では43ページからになります。決算書の方の民生費の社会福祉総務費でございますが、主なものは1節に報酬がございます。これは民生委員・児童委員さんを生活指導員として委嘱いたしております。123名分の委員1人当たり1年間で9万円の報酬が主なものでございます。次に、主なものが19節の負担金補助及び交付金であります。これは説明資料にもありますように、民生委員・児童委員の活動補助金としての400万円、それから社会福祉協議会の補助金7,584万円、それから安芸高田地区保護司会の補助金41万円、それから明るくする運動は16年だけでありますのでありません。それから遺族会の連合会の補助金87万4,000円でございます。

続きまして、目2の方は身体障害者福祉費で、主要施策の方では44ページからになります。中ほどには手帳の所持者数を区分、級別に表であらわしています。

45ページからは各事業ごとに利用人員、利用状況等を示しています。

それでは、決算書によりまして主な決算額の説明をいたします。決算書の83、84ページに戻っていただきますと、主なものが13節の委託料3,809万8,284円のうち、これは主なもので支援費システムの委託料52万5,000円、それから進行性筋萎縮症者療養給付事業の委託金900万5,157円、それから日常生活用具給付事業の委託料110万5,984円、それから補装具の交付、修理等の委託料1,340万5,696円、それから障害者社会参加促進事業の委託料等で115万7,507円でございます。

次に、19節の負担金補助及び交付金871万8,500円の主なものは、心身障害者就労促進事業費の補助金が138万3,000円、それから障害者施設通所の交通費の助成事業150万8,750円、それから身体障害者福祉協会の助成事業99万円、それから通院費の補助金の支給事業329万760円が主なものでございます。

次の20節の扶助費の1億7,019万9,915円の主なものは、身体障害者の居宅介護支援費の1,420万円、それから児童居宅介護支援費の96万8,810円、それから更生医療給付費の761万3,085円、それから身体障害者施設サービス支援費の1億3,027万7,200円、それから障害者居宅生活支援費のうちデイサービスで1,688万420円、ショートの方で77万5,560円、これらも説明資料の方にも掲げております。



次に、21節の貸付金690万円は2件分の貸付金でございます。23節の償還金利息及び割引料144万6,000円、これは前年度の事業費の確定によります国庫の支出返還金でございます。次に、目3、知的障害者福祉費でございますが、13節の205万7,070円は相互利用デイサービス事業の委託料でございます。

決算書では85、86ページをお願いします。19節の方で支出が1,254万8,000円でございますが、これは知的障害者の小規模通所授産施設の支援費の補助金1,095万円、それから障害者のフライングディスクの競技大会の助成金等がございます。

次の20節の扶助費2億2,776万651円の主なものは、知的障害者居宅介護支援費890万860円、それから施設訓練入所等の支援費2億285万5,038円、グループホームの支援費の関係、短期入所の関係等が主なものでございます。

次に、目の6の社会福祉医療公費負担事業費の中で社会福祉課の関係は、88ページの備考欄にあります原爆被爆者対策事業費の48万1,730円でございます。

続きまして、89、90ページをお願いします。児童福祉費の児童福祉総務費でございますが、主要施策の方では65ページからでございます。児童福祉総務費の主なものは、報酬は2名分の非常勤の報酬でございます。それから13節は母子生活支援費の入所の委託料、それから日常生活用具、補装具等の委託料です。次に、目の2の保育所費でございますが、主なものは公立保育所10カ所の運営費でございます。保育所ごとの支出額は、備考欄に90ページの下から92ページにかけて掲げております。次に、3目の児童手当費でございますが、主なものは児童手当に關します20の扶助費でございます。次に、4目の児童扶養手当費でございますが、主なものは扶助費で児童手当の関係、特別障害者児童扶養手当に係るものでございます。

続きまして、93、94ページをお願いします。目6の児童福祉施設費でございますが、これの中には児童館、児童クラブの関係、それからファミリーサポートセンター事業の関係がございます。

次に、項の3の生活保護費でございますが、決算書の下から3行目、委託料の関係は、生活保護のオンライン業務関係、レセプト点検等の業務に係ります委託料で、主なものが次の95、96ページの扶助費の関係で4億5,399万6,281円、これはそれぞれの生活扶助に係ります扶助費でございます。償還金の関係は前年度に係ります国庫の返還金でございます。それから目の2の保健衛生費の精神保健費でございますが、これの主なものは、委託料の関係は施設活性化支援事業の委託料の関係、それから負担金の関係はそれぞれの精神障害者のヘルプ関係に関するサービスの補助金でございます。

以上で社会福祉課に關します要点の説明を終わります。

○今村委員長

続いて、沖野高齢者福祉課長。

○沖野高齢者福祉課長

続きまして、高齢者福祉課の関係の決算のご説明を申し上げます。

まず、歳入についてでございますが、歳入は決算書の方でございますので、決算書の21ページ、22ページをお願いいたします。

款の12の分担金及び負担金、項の2の負担金、目の2の民生費負担金、節の1、社会福祉費負担金のうち、高齢者の福祉課関係分といたしましては備考欄の老人保護措置費負担金と老人在宅福祉費の負担金がございます。老人保護措置費負担金は養護老人ホームへの入所措置をしております本人の負担金あるいは扶養義務者の負担金でございます。17年度末現在91人の入所でございます。この負担金は収入によって額が決定をいたしております。このうち調定額が4,138万671円、収入額が4,037万642円、未収額が101万29円という状況になっております。収入未済額につきましてはすべて滞納繰越分で、お二人おられまして55カ月分が滞納という状況でございます。老人在宅福祉費負担金につきましては、向原総合福祉センターの生活支援ハウスの入所者負担金でございます。17年度は延べ6人の利用がございました。

続きまして、23ページ、24ページをお願いいたします。款の13、使用料及び手数料、使用料、民生費使用料、節の1の社会福祉施設使用料の中に、高齢者福祉課関係分として老人福祉施設使用料がございます。これは市内の老人憩いの家あるいはふれあいプラザ等の各老人福祉施設の使用料でございます。

続きまして、27ページ、28ページ、国庫の支出金をお願いいたします。14の国庫の支出金、項の1の国庫負担金、目の1の民生費国庫負担金、節の1の社会福祉費負担金のうち、高齢者福祉課関係分といたしまして老人保護措置費負担金がございます。この老人保護措置費負担金は養護老人ホームへの入所措置費の国庫負担金でございましたが、平成17年度から三位一体改革によりまして交付税算入となっております。この額は平成16年度の精算分として入ったものでございます。

続きまして、31ページ、32ページをお願いいたします。項の2の国庫の補助金、目の2の民生費国庫補助金、節の1、社会福祉費補助金のうち、高齢者福祉課関係といたしましては要介護認定モデル事業と介護保険システム改修事業の補助金がございます。これは平成18年度の介護保険制度改正に向けた事務の補助金でございます。

続きまして、35、36ページをお願いいたします。款の15の県支出金、項の1の県負担金でございます。目の2、民生費負担金、節の1、社会福祉費負担金の中に、高齢者福祉課関係分としまして老人福祉施設整備費負担金がございます。これは特別養護老人ホームの建設費の国及び県の負担金でございまして、平成16年度までは国費、県費と別々に歳入してございましたが、平成17年度は一括して県費として受け入れております。

続きまして、37、38ページをお願いいたします。款の15、県支出金、項の2、県補助金、目の2、民生費県補助金、節の1、社会福祉費補助金のうち、高齢者福祉課関係分といたしましては老人日常生活用具給付事

業補助金、これはひとり暮らしの高齢者に電磁調理器等を給付する事業に対する県からの補助金です。老人クラブ助成事業費補助金、これは老人クラブ活動助成事業に対します県の補助金でございます。介護予防・生活支援対策事業費補助金、これはさまざまな在宅高齢者を支援する福祉サービスに対する県の補助金でございます。在宅介護支援センター運営事業費補助金、これは在宅介護支援センター委託事業に対します県の補助金でございます。

続きまして、次のページ、39、40ページをお願いいたします。40ページの備考欄に介護保険低所得者利用者負担軽減事業費補助金がございます。これは介護保険の利用者負担金を低所得者のため軽減しておる事業がございますが、その事業に対する県からの補助金でございます。

続きまして、少し飛んでいただきますが、55、56ページをお願いいたします。款の20、諸収入、項の3、貸付金元利収入、目の4、高齢者住宅整備資金貸付金元利収入は、高齢者と同居するために改築あるいは増築費用を貸し付けた、その償還金でございますが、節の1、現年度分につきましては収入額が186万7,887円、収入未済が30万4,799円の決算でございます。収入未済は1人12カ月分でございます。節の2の滞納繰越分といたしましては、調定額55万4,397円、収入額24万9,598円、未済額が30万4,799円となって、こちらも1人分の収入未済となっております。

続きまして、59、60ページをお願いいたします。雑入でございますが、項の5、雑入、目の4、雑入、節の3、雑入のうち高齢者福祉課関係分といたしましては、ちょうど中ほどにございますが、4,734万9,405円という大きい金額がございます。これは養護老人ホーム高美園の養護老人ホーム運営費といたしまして県の町村会から受け入れたものが4,687万1,085円と、こういう大きな金額となり、ほとんどでございます。

それでは、歳出は、主要施策の成果に関する説明書におきまして説明をさせていただきたいと思っております。53ページからが老人福祉費になります。内容につきましては主要施策の54ページからお願いをいたします。

まず、老人福祉費は、大きな目的といたしまして（ア）に書いております介護予防・地域支え合いの事業をこちらの方に組んでおります。その中のa介護予防事業といたしましては、まず（a）に転倒骨折予防教室、これも介護予防の教室でございます。17年度は51回開きまして860人のご利用で77万4,130円、主なものは講師の謝礼の決算となっております。bのアクティビティ・認知症介護教室、これは認知症予防の介護教室でございます。17年度、16回の開催で193人の利用者、27万3,784円の決算となっております。これも支出の主なものは講師の謝礼でございます。IADL訓練事業、こちらの方も家事訓練を中心とした介護予防事業でございます。17年度、書いておりますように32回の開催、296人のご利用、57万4,400円、こちらの方も講師謝礼等の支出でございます。

大きなものといたしまして、次に、(d) 地域住民グループ支援事業、いきいきふれあいサロンの活動の助成でございます。17年度、いきいきふれあいサロンは市内68サロン、延べ利用者1万1,009人、総事業費765万2,192円と、こうなっております。事業費は、委託料として1人当たり単価で支出をしていただきました委託料が事業費でございます。高齢者の食生活改善事業は、低栄養に陥ること、あるいは成人病予防のために生活改善事業を行うものでございます。17年度の131回、5,135人のご利用、そして事業費が162万4,805円となっております。これは栄養士さん等の人的派遣の委託料が主な決算となっております。運動指導事業につきましても介護予防事業の事業でございます。その次に、生活管理指導事業でございますが、こちらにつきましては元気な高齢者の方のホームヘルプサービスに似た事業をこれでやっております。16年度と17年度、非常に大きな決算の減額がございますが、こちらにつきましては16年度は各町独自の事業としていろんなさまざまな形がございましたが、17年度、事業のやり方を統一させていただきまして、上に書いておりますように、日常生活、家事及び対人関係構築のための支援、指導という内容に統一をさせていただきました関係で事業費が大きく落ち込んでおります。生活管理指導事業（短期宿泊）でございますが、これはお元気な方のショートステイの事業でございますが、16、17はご利用がございませんでした。

f、その次の「食」の自立支援事業（配食サービス）でございます。こちらにつきましては、ご存じいただきますように週1食から数食までのお弁当を各家に配る事業でございますが、17年度は延べ配食数が1万8,392食となりまして、1,121万9,120円の決算でございます。こちらの方も委託料が事業費の内容でございます。

介護予防10カ年戦略推進のための啓発等の事業でございますが、これは18年度の介護保険改正に伴いまして地域包括支援センターを設立する必要がございます。そのための委員会の設置等の経費、費用でございます。

続きまして、56ページをお願いいたします。主なものを説明させていただきますと、56ページの一番上が高齢者実態把握事業と申しまして、介護保険に該当されない方を中心に、どういう状況で生活しておられるか、あるいは何かサービスが必要でないかという実態を調査する事業でございます。各在宅介護支援センターに委託をして525世帯を調査をさせていただきました。

続きまして、家族介護支援事業といたしましては、家族介護教室、介護の知識や技術の習得などを目的とした教室を17回開催いたしまして、51万5,823円の事業でございます。

そしてその次に介護用品支給事業と、これは要介護4、5の高齢者を在宅で介護しておられる住民税非課税世帯の家族に対しまして介護用品を給付しております。45人の利用者で176万4,983円の事業費でございます。

これは扶助費で支出をいたしております。

○塚本委員 委員長、今の事業の内容についてはここへ書いてあるわけですし、件数、金額というのは書いてあるわけですから一々読まなくても、もう少し簡単に説明をしてください。

○今村委員長 そのようにお願いをいたします。

○沖野高齢者福祉課長 続きまして、家族介護者交流事業でございます。これは17年度で終了した事業でございますが、家庭で介護しておられる家族にリフレッシュをしていただくという目的で行った事業でございます。

(d)の徘徊高齢者の家族支援サービス、これは徘徊をされる高齢者にGPS機器を持っていただきまして、徘徊されたときに居場所を探知できるというシステムでございましたが、平成17年度の新規利用はございませんでした。住宅改修支援事業につきましては、介護保険で住宅改修をさまざましておりますが、ケアマネージャーさんがついておられない方がおられまして、そうした方を支援するために住宅改修の支援をする事業でございます。高齢者の生きがいと健康づくり推進事業でございますが、これは高齢者と子どもの世代間交流を通しまして高齢者の生きがいと健康づくりを図ったものでございます。成年後見制度の利用促進につきましては、17年度は利用がございませんでした。心配ごと相談につきましては市社協へ委託しておる事業でございます。

続きまして、高齢者等の生活支援事業でございます。まず、生きがい活動支援通所事業、これはお元気な高齢者のデイサービスでございます。これがお元気な高齢者の在宅福祉サービスの、事業費で言えば中心をなしているものでございます。17年度のご利用につきましては表をごらんいただきたいと思っております。

58ページをお願いいたします。主なものをご説明させていただきます。一番上の寝具類乾燥消毒サービスにつきましては、お一人で在宅しておられる高齢者を中心に、なかなか布団を乾燥することもできないということもございまして、移動の車をもちましてサービスに出向いておるものでございます。下から2番目の生活支援ハウスの運営事業でございますが、こちらは向原総合福祉センターに5部屋持っております生活支援ハウスの委託経費でございます。外出支援サービス事業につきましては、現在はご自分で公共交通機関等が利用できない介護状態が重い高齢者を病院に移送するサービスになっておりますが、16年度と17年度の決算額が大きく落ちておりますが、これは16年度、生きがいデイサービスへの送迎を、補助金をとる、確保するという意味で、こちら、外出支援サービスで生きがいデイサービスの送迎をとっておりましたので、大きく事業費が落ち込んでおります。

59ページの一番上でございますが、在宅寝たきり高齢者等の介護手当の支給事業、これはこちらにありますように、要介護の3、4、5の高齢者を在宅で介護しておられる家族に対しまして手当を支給しておるものでございます。その下の緊急通報体制等整備事業、これはひとり暮らし

等の高齢者と消防署の指令室を結んでおるあんしん電話の整備事業でございます。17年度、60名の高齢者のお宅に設置をさせていただきました。その次の在宅介護支援センター運営事業でございますが、これは市内に6カ所ございます在宅介護支援センターの運営の委託料でございます。高齢者の総合相談窓口としていろいろ活躍いただいております。そしてその下に、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の策定事業ということで18年度から3年間の計画の方を策定をいたしました。そしてその次がシルバー人材センターの助成でございます。

60ページの一番上の表につきましては、老人クラブへの老人クラブ活動の助成事業でございます。そして高齢者福祉大会につきましてはその次に整理をいたしております。敬老会の助成事業でございますが、各地域振興会を中心に各地域におきまして開催をさせていただいております。1人当たり1,500円の助成をさせていただいております。16と17の表を整理いたしておりますのでごらんいただきたいと思います。その下が敬老祝い品の事業でございます。17年度まで敬老祝い品の方をお配りをさせていただきました。88歳以上の高齢者に対しまして3,150円相当の記念品を贈らせていただいております。

成果及び今後の課題でございますが、そこへ書いておりますが、17年度、18から3年間の計画を整備させていただきました。その中でも介護保険制度改正の趣旨であります介護予防と在宅支援ということは今後も行ってまいりたいと思っております。そのためには地域包括支援センターを予防の拠点として進めてまいりたいと思っております。

61ページが老人保護措置事業でございます。養護老人ホームへの措置でございます。明細につきましてはこちらの方をごらんいただきたいと思います。なお、入所申請がひとり暮らし等の増加に伴いまして年々多くなって、待機者の方も多くおられる状況がございます。61ページ、真ん中の介護保険事業でございますが、こちらの方は介護保険は1割の負担という統一をされましたので、低所得者対策及び介護保険前からのサービス利用者に対するその1割負担の軽減措置を行っております。

(ア)といたしまして、介護保険施行前からの経過措置の軽減部分、あるいは(イ)といたしましては生計困難者に対する軽減助成事業の実績を掲げております。

続きまして、63ページをお願いいたします。63ページの(6)に福祉センター運営事業がございます。こちらの方が高齢者福祉課の担当になっておりますが、主なものは市内にございます4つの老人福祉センターの管理費でございます。なお、このほか決算書の方の工事費の中に福寿荘のトイレ等の改修が工事費の中に入っております。63ページの(7)社会福祉施設費でございます。社会福祉施設運営事業がアとしてありまして、市内の各老人福祉施設の管理費でございます。

64ページ、65ページをお願いいたします。64ページの真ん中のイといたしまして社会福祉施設建設事業、向原特別養護老人ホームかがやきの

16年度からの継続事業でございますが、17年度分でございます。総事業費8億2,646万1,774円で実施をいたしております。委託、工事請負、備品購入等、表で整理をさせていただいております。

済みません。長くなりましたが、高齢者福祉課関係の説明を終わらせていただきます。

○今村委員長　ここで暫時休憩といたします。再開は11時15分からといたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時04分　休憩

午前11時15分　再開

~~~~~○~~~~~

○今村委員長　休憩を閉じて、会議を再開いたします。

続いて、説明を求めます。

武岡保健医療課長。

○武岡保健医療課長　それでは、歳入につきましては決算書に基づきまして、また、歳出につきましては主要施策の成果に関する説明書に基づきましてご説明を申し上げます。

決算書の23ページの方をお願いします。中ほどに3目の衛生使用料1億9,520万5,863円でございますが、右側の備考欄に診療所使用料1億7,271万203円ということで、これにつきましては市内4カ所がございます診療所の診療報酬でございます。

続きまして、25、26ページをお願いします。衛生手数料の1節の保健衛生手数料266万6,427円、このうち備考欄がございます60万9,777円、診療所証明手数料ということでございますが、これは主治医の意見書または診断書等の手数料でございます。

続きまして、27ページ、28ページをお願いします。1目の民生費国庫負担金、1節の社会福祉費負担金でございます。2億348万8,447円、このうち備考欄がございます国民健康保険基盤安定負担金1,409万7,788円が保健医療課の所管でございます。これにつきましては国民健康保険法の中で一般会計の方に繰り入れるべきものが定められておりましたが、これに対する国庫の補助金でございます。

続きまして、29ページ、30ページをお願いいたします。中ほどの2目の衛生費国庫負担金、衛生費負担金でございますが、637万8,573円、これにつきましては健康教育等保健事業に要した費用の3分の1を補助でいただいております。続きまして、国庫補助金の2目民生費国庫補助金でございますが、3,867万402円、このうち右側にあります老人保健医療費適正化事業補助金148万5,000円が保健医療課の該当でございます。レセプト点検等に要した費用の2分の1を補助金でいただいております。

続きまして、35ページ、36ページの方をお願いします。一番上の社会福祉費負担金でございます。2億7,511万3,965円、このうち右側がございます国民健康保険基盤安定負担金1億206万8,584円が保健医療課の所管でございます。これにつきましては、先ほど申し上げました安定基盤

繰出金の県の負担金となっております。続きまして、中ほどの衛生費県負担金714万3,106円ございますが、これにつきましても、先ほど申し上げましたような健康教育、健康相談等の県の方の補助金でございます。

続きまして、37ページ、38ページをお願いします。2目の民生費県補助金、1節の社会福祉費補助金でございます。2億121万7,702円のうち、保健医療課が8,766万2,000円でございます。備考欄でございますように、上から3番目、療養援護費補助金が295万5,000円で、下から2番目の老人医療費の負担事業費の県の補助金が1,035万3,000円、それと同施行事務費が25万7,000円でございます。

次のページ、39ページ、40ページですが、引き続き備考欄をお願いします。上から2番目の重度心身障害者医療費の公費負担事業費の補助金が7,226万7,000円でございます。同施行事務費が181万6,000円、それから下から3行目の療養援護費事業施行事務費の補助金が1万4,000円となっております。それと2節の児童福祉費の補助金4,000万円、このうち2,649万1,000円が保健医療課です。備考欄の乳幼児医療費公費負担事業費の補助金が1,738万5,000円、同施行事務費が129万9,000円でございます。

次の41、42ページをお願いします。備考欄でございますように、ひとり親家庭等医療費の補助金が751万、同施行事務費が29万7,000円となっております。

続きまして、49ページ、50ページをお願いします。下段の繰入金、老人保健特別会計繰入金でございます。2,207万8,127円、これにつきましては、過年度分の精算をしたものにつきまして老人保健から一般会計の方に繰り入れたものでございます。

続きまして、60ページの方をお願いします。雑入でございますが、上から7行目、保健医療課関係の雑入1,593万5,627円、これにつきましては、主立ったものを申し上げますと総合健診の自己負担金が主なものでございます。

続きまして、歳出の方に移らさせていただきます。主要施策の説明書の方の62ページの方をお願いします。中ほどに老人医療費助成事業ということでございますが、これにつきましては68歳から70歳未満の住民税非課税の方を対象に支給しておりましたが、老人保健の対象年齢が70年から75歳に引き上げられたということがございまして、この2年間の経過措置の中でこれは廃止となっております。本年の10月1日から既に廃止になっております。それと、次の重度心身障害者の医療費給付事業でございますが、これにつきましては身体障害者手帳の1から3級、それと療育手帳のマルA、マルBを持っておられる方に対して助成を行っております。件数、受給者数、金額等についてはそこに掲げてあるとおりでございます。

続きまして、69ページの方をお願いします。(5)の児童福祉医療公費負担でございます。アとしましてひとり親家庭等医療給付事業という



ことで、これにつきましては父子家庭、母子家庭等に対して医療費の助成を行っておるところでございます。件数、金額等については表のとおりでございます。次のイの乳幼児医療費給付事業でございますが、この事業につきましては、平成16年の9月からは支給対象年齢を就学前までということで対象にしております。件数、受給者数、金額等については表に掲げておるところであります。

続きまして、78ページ、79ページをお願いします。保健衛生の関係でございます。(1)の保健衛生総務ということで、アとしまして第二次救急医療運営事業ということを書いております。その中で病院群輪番制病院の運営事業ということで、安佐北区、山県郡、それに安芸高田市ということで、その中の安佐市民病院が輪番制病院に指定されておりますが、そのほか個人病院、23病院でこの病院群の輪番制運営事業を実施をいたしております。第二次医療圏域にあります広島安佐市民病院において、入院を要するような重篤な救急患者の対応をいただいております。これに対する補助金を220万9,000円執行させていただいております。それと(イ)の休日・夜間の救急診療所運営事業でございますが、これにつきましては吉田総合病院の方で休日、夜間等について救急患者の対応をいただいております。

それで、下に診療所の運営の状況を書いておりますが、平成17年度におきましては3,330人の救急患者の対応をさせていただいております。それと使用料及び手数料の収入ほかというのがございますが、歳入ですが、6,129万6,503円の中には安芸高田市の方から2,700万円の運営事業に関する助成を行っておるところでございます。それと、右側に参りまして(2)の精神保健事業、これにつきましては社会福祉課と連携を持たせていただきまして実施をいたしております。特に保健医療課の方では(ア)の健康教育事業、これについては、家族相互の心理的、社会的サポート体制を図るというための教室等を実施をさせていただいております。それと、その中のbの方で家族の集いということで、高田家族会、これについても家族会の育成支援を行ったところでございます。

それと、次のページに移っていただきまして、下の方に(イ)の精神障害者社会復帰相談指導事業というのがございますが、ソーシャルクラブということで、これについても本人が自分の疾病を理解していただく、そして仲間同士で交流を図っていただけて地域に居場所をつくっていただくということで、特に社会復帰を促進されるような支援を行っておるところでございます。

それと、今度82ページの方をお願いします。一番下に(3)として母子保健事業がございます。親子の健康づくり、また疾病予防、子育て支援等を目的に各種相談事業、健診事業等を実施をさせていただいております。

83ページに行きますと、健康教育事業ということでアからエまでそれ

ぞれ実施をさせていただいております。それと、イの健康管理事業につきましては、母子健康手帳の交付であるとか妊婦、乳幼児の健康診査等も実施をさせていただいております。

84ページの方に移ってまいりまして、同じように個別の健康診査であるとかハイリスクの妊婦さんの家に訪問させていただくとか、また、育児相談等も実施をさせていただいております。

85ページに移りまして、母子栄養食品強化事業ということで、被保護世帯、市民税等の非課税世帯等に対して栄養強化ということでの牛乳を配布をさせていただいております。それと(4)の老人保健事業でございますが、特に最近の生活習慣病の予防、早期発見、早期治療ということの中でそれぞれ体力アップをしていただくと、そのことによって医療費の適正化も図っていくということで、老人保健法に基づいた事業を実施をさせていただいております。具体的な内容につきましては、(ア)の健康教育事業ということで健康教室であるとか歯科保健大会、健康まつり等を実施しております。また、健康相談事業につきましては、それぞれの重点項目に定めた健康相談、それとか一般の総合健康相談等を実施をさせていただいております。

それと、87ページに移りまして、ウの健康診査事業ということなんです。総合健診、また、J A吉田健康管理センターの方で1日の人間ドックを実施をいたしておるところでございます。あと、脳卒中等の後遺症の機能回復ということで機能訓練事業等も実施しております。また、健康診査等で要指導というふうになった場合につきましては、保健師等が出向いて適切な指導等を行っておるところでございます。

それと、88ページに移りまして、感染症予防事業ということで実施をしておりますが、昨年度の場合、1件ほど食中毒ということで保健所の指示によって家屋の消毒、受診奨励等の防疫措置を講じております。それと、イの結核予防事業につきましては胸部レントゲン検診、BCG接種等を行っております。また、ウの予防接種事業につきましては、右、89ページでございますような各種の予防接種を実施をしておると。中でもインフルエンザ、65歳以上を対象にしておりますが、年々接種者が多くなっておりまして、昨年度の場合、7,300人余りの方が事前に予防接種を受けていただいております。

以上で保健医療課の方の説明を終わらせていただきます。

○今村委員長

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

明木委員。

○明木委員

保健事業関係、福祉保健部については非常によく表にすべてまとめられて非常にわかりやすい報告書だと思うんですけど、ただ、残念なことは成果がはっきり見えないところがあったりするんですけど、その中で、やはり今我が市における財政問題についてちょっと触れてみたいと思うんですけど、今回この表をきれいにまとめられてる中で各事業たくさんあるわけなんですけど、すべて今後の推移について、利用者数、

利用度とか、また事業費について推移を出してシミュレーションをされているのでしょうか。

○今村委員長 具体的にはどういったような事業。

○明木委員 例えばですね、どこでいきましょう、どこでもいいんですけど。これがいい例になるかどうかわかりませんが、例えば障害者デイサービス支援事業、今たまたまここ開いてぱっと目についたのが真ん中にありましたので、これ16年度、17年度で利用者数、延べ利用した回数、扶助費等が出てますけど、じゃあ18年度、19年度、20年度、21、22年、特に22年あたりは財政の一番危機に当たる年とされてます。そのあたりでどれぐらいのそれが需要があってどれぐらいの費用が要るのか、そのあたりが検証されてるかということです。それがすべての事業にかかってくるわけなんですけど、それはされてるのでしょうか。

○今村委員長 重本課長。

○重本社会福祉課長 障害者の関係につきましては、将来的な予測いいますか、そこらにつきましては……。

○明木委員 障害者だけじゃないですよ、私が言ってるのはすべての事業です。

○今村委員長 廣政部長。

○廣政福祉保健部長 それぞれ17年度実績等の数値を掲げて報告をさせていただいております。当然今後の見通しといえますか、はっきり言って現在のところは掲げておらないのが事実であります。今からのこの10年20年先といえますか、当然、安芸高田市としての人口の性質、年齢構造、それぞれある程度違ってくると思いますが、ただ言えることは、全国的にも一つ言えるのは高齢化をしていくというのは、これは先に見えとるといえることだろうと思います。要するにこれからの福祉行政としては、少子化に伴います高齢化という社会の到来ということになりますれば、当然それに見合った福祉の施策というものが充実が必要になってくるだろうというように考えます。ご承知のように、福祉行政、ある程度県、国なりの補助金もございいますが、ある程度単独のこの一般財源を持ち込みというのものがかなりあります。扶助費にしても大体16億程度の中にもある程度この90%は福祉保健部でなかろうかと、このように考えておりますが、ある程度その先を見込んだということになりますれば基金等も必要じゃなかろうかというような、部としては考えているところであります。

○今村委員長 明木委員。

○明木委員 いわゆる非常に残念な回答をいただいたと思うんですけど、本当にこの財政危機というのを自覚されてるのかというのが僕は不安なんです。特に執行部、福祉部にちょっと聞きたいと思えますけど、先日も質問した中で、22、23年度が一番財政で厳しい状況になってくると。今、部長の答弁では10年20年先と言われたんですけど、私の質問の中には、先ほど22年あたりがピークになるのでそのあたりについて検証が必要じゃないかということ質問させていただいたわけですが、まだそういう見通しを立ててないということは、じゃあそこに持っていくのにどういうふ

うな形でこの事業を維持、また向上させていくのか。特に高齢化が進んでいく中で、決算をしていく中でそれが見えていくわけですよ。やっぱりそのあたり、トップである市長なり副市長なりがその辺もつと職員に対して意識づけをしていく必要があつて、そのあたりをやらせていかないとその辺が見えてこないわけですよ。そうしないと18年以降の予算立ても、やっていくのにもう非常に厳しいもんがあるんじゃないかなというふうに思うんですけど、そのあたり、副市長、どのようにお考えでしょうか。

○今村委員長 増元副市長。

○増元副市長 ご指摘のとおりでございます。22年が起債の償還のピークということで、財政的な状況というのはまだまだ財源不足というのがずっと続いていくというふうに考えております。合併後10年間は、交付税にいたしましても一本算定ではなしに6町個別の算定をとということで、20億円ぐらい1年間で算定額が多いということなんですけども、10年を過ぎますと5年間で段階的に、その20億円、今仮に多く算定をされてるということになりますと、いわゆる安芸高田市としての一本算定の方へすりつけていかれるという状況があるわけございまして、合併後10年後の非常に財政的には、あるいは運営上は厳しいものがあるんじゃないかというふうに思います。

そういった中で、もちろん長期的な計画を立てる中で進んでいかなければならないということで、長期総合計画が一番上位の我々のマニフェストに近いものがございますけども、そこらを時代の趨勢に合わせながらローリングをかけてやはり精査をしていかなきゃいけないということでございます。現時点で近未来的な3年5年の実施計画を立ててやらなければならぬということでございますし、福祉の関係でいいますと、介護保険の事業計画、これ今年度から3年間スタートしておりますし、あるいは健康づくりのどれだけその対象者がおられて介護予防をしていかなければならないかという計画も立てる、そして障害者につきましても、これはちょっと古いかもしれませんが、障害者プランというふうな一応の計画性を持って今進めておるわけでありまして、全く予測をせずに我々が動いておるといふふうには私は考えておりませんが、その熟度であり精度の部分はまだ少し精査をしていかなきゃいけないんじゃないかなという事は思っております。

そういう中でこの福祉の関係というのは、高齢者の人口もふえますし、いわゆる弱者対策の意味合いも含めて、やはり市として重点的に取り組んでいかなければならない事業であるというふうに思いますし、これは経常経費の中の扶助費の部分にもかなりかかわってきて、どうしてもやらなければいけない事業であろうというふうに思います。そういう中で、市の特色を出しながらいろんなメニューを考えていくわけでありまして、そういうローリングをかけながら現在進めておるのが現実でありますし、現に19年度の予算編成をどのようにこれまでの成果に基づい

て組んでいくかという来年度のこと、そして2年後のことというところは、もう少し予算編成の中でも精度を上げて担当課も取り組んでくれるものと思っております。

以上でございます。

○今村委員長

明木委員。

○明木委員

それでは担当部長にお聞きしたいんですけど、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、また障害者プラン等立てられていますけど、これは17年度の決算を出す前に立てられたわけで、この決算を見られて、そのあたりの計画、見直しの必要があるかないか、どのようにお考えでしょうか。

○今村委員長

答弁、廣政部長。

○廣政福祉保健部長

今の高齢者なり、また介護保険の介護計画なりは17年に、先ほどもおっしゃれましたが、計画を立てて、4,400円程度の利用料金を無理をお願いしていかねばならないということであります。現時点では18、19、20と、この3年間の一応計画を持っておりますが、今の推移でいきますと、この計画でこの計画年度の3年間はいけるんじゃないかと考えております。ただ、先ほど言いましたように、国の方もある程度この病院等のベッド関係、療養ベッドとかいろいろ改正も変わってきておりますから、そういった点ではそういう法改正に伴うものは今のところちょっと不透明なところがありますが、現時点ではこの介護等の計画では今の推移でいけるのではないかと考えております。

また、障害者プランにつきましては18年度において一応今策定中であるということですので、今後、先ほどご意見いただきましたようにある程度の予算時期もありますので、この財政危機に応じたまた対処して、数値をより精密に上げてこの計画のプランを立ててまいりたいと、このように考えております。

○今村委員長

質疑漏れはございませんか。ほかに質疑はありませんか。

松村委員。

○松村委員

主要施策の方、45ページなんですけど、今、多岐にわたった事業メニューをいろいろご紹介いただいたんですが、その表の中ほどの45ページの児童居宅介護等支援事業の中で16年度、17年度が比較対照されておるわけですが、利用者人数が16年は58人、17年は8名と、それで時間数と示していただいておりますが、扶助費が大きく違ってると、違うというのはもちろん32万5,840円から利用者数が8名に落ちた段階で96万8,810円ですか、ちょっと表の中身の説明をいただきたいと思っております。

○今村委員長

答弁、小笠原係長。

○小笠原福祉係長

失礼します。

16年度、17年度の単価構成が国の方の指定によって変わっております。それと、利用者の方の障害の程度によりまして区分が1から3までありまして、区分1の方であれば軽度、区分2であれば中度、区分3であれば重度という形で、その障害の程度の重い方の利用であれば支援費等の金額

も増額となっております。そういった関係で金額が大きく変わっております。

以上です。

○今村委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡田委員。

○岡田委員 どちらの課にしましても、この資料いついただいとるんですかいね、補助金の整理合理化プランちゅうのを出していただいて、どちらの課にも物すごいあるんやね、単独の補助金も含むし、県からのもあるんだろう思うんですが、その補助金をカットしたわけですよ、この17年度は。財政が厳しいけえいうて、ばさっと20%いったところもありやあ、そうでないところもあると。そういう各種補助金を出しとるところの、一々そこへ資料ないと思うんですが、どうだったかいうことをね、全く説明もないんですが、そこら、どがいにもまず考えとってんですか。この市民部、課の関する補助金が出とりますわね、人権推進にすることがずらっとあって、それから福祉の担当では障害者、社会福祉関係、相当ありますよね。数言いよりや切りがないけえ、ええわ。それらの大体の総括いうのをまずどうされとるんか。

○今村委員長 廣政部長。

○廣政福祉保健部長 ご質問の補助金のあり方でございますが、資料はそれぞれ各課3課ありまして、福祉保健部としましては予算方針に基づいた一つの形の中の補助金のカットという形で対応させてもらったと。ただ、この精査ということになりますと、それぞれ今の段階では17年度の決算のそれぞれ団体がございますから、その団体の中にはそれぞれ監査委員等もおられます。その中からの決算報告を一応いただきまして事務的には処理をさせていただくとということですが、ただ、この補助金がカットするためのしわ寄せと申しますか、今のそれぞれの補助団体にもいろいろ性格というものがあると思います。団体にも行政がお願いするもの、またボランティア的なものでやっていただくもの、そういうような面から見ますと行政が一方的に予算規模の縮小という形の中でのお願いでありまして、いろいろ苦情等もお聞きします。そういった中での団体への対応をしとるわけでございますが、いろいろこの補助の一つの形と申しますか、精査と申しますか、ある程度そこらの出すところは出さなきゃいけないところもありますが、合理化、改革をしていただくところはしていただくか、いやいけないというのは、今からの新年度、また本年度も今から入ってまいりますけども、ある程度この縮小という形になっております。そういった中でもある程度その団体との協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○今村委員長 続いて、岡田委員。

○岡田委員 答弁が何かわからんようなことですが、この説明書でね、やっぱり書いてあるからできんのだらうと思うんですよ。合併の混乱から一刻も早く脱却するためというて書いてありますから、混乱しとってんじやろ

う思うんですよ、まだね。そりゃ混乱はしてもろてもええんじやが、本当に混乱しとってないような気がするんよ。というのは、予算をつくる時はよ、来年の話を総務部長から出ましたけど、6億足らんだ、どうじゃこうじゃいうのは。その分は早うわかるんよ、足らんでいうのは。ほいじゃあどこをどがに切ろうかいうたら、ようこの各課担当部と、シミュレーションも書かれんような状況じゃからどういうふうに移すんかわかっとらんから、わしらは素人じゃけえわかりませんが、あなたらは長年おってプロじゃから、このままで推移したらどうなるかいうことはわかる思うんですよ、いろんな角度から精査しちやったら。だから混乱するのはしてもええんじやが、ほんまの混乱をしとってないんですよ。わしらは素人じゃけえってみやすう言うんじやのう思うてかもしらんが、いろいろ子どもへ小遣いやとっての、小遣いじゃないですよ、例えばの話ですよ、小遣いやとって1万円やとったもんが8,000円になったときにやあ、お父さん、ちょっと困るでいうか、まだあるでといういろいろ差がある思うんですよ。そのようなところを、これは合併の混乱いやあそれでええんですが、余りにもいろんな制度の中で、まだ混乱を整理するとこまでいっとらんじゃないんですか、実際のところが。きのうも同僚議員がいろいろ、やかましいじゃないんですが意見を言うたんですが、地方自治体というのは、やっぱり国と県といろんな制度が変わったら末端に来るいうて、いつでも皆さん言いよってですわね、市長を初め。それならなおさらそのとこへもっと力入れてほしいんですが、副市長、どう思うてですか。

○今村委員長 増元副市長。

○増元副市長 混乱をしておるかどうかというのはちょっとあれなんですけども、この17年度というのは合併2年目の決算でございまして、合併前の旧町の色もある程度引きずりながらということであつたろうと思います。補助金にしましても、やはり旧町のある程度引き継いでいかなければいけないということの中で、旧町で出されておった補助金については基本的には支給していくと。しかし、全体枠の中で1割ずつカットしてくださいということはこの18年度まで、16、17、18ですか、旧町の基準をベースにとにかく全体1割減らしてくださいということをやってきたということですけども、現在、19年度に向けてはそこらは少し整理をしましょうと、事業の目的に合わせてもう少し、本当に有効に使われるのか、目的は何なのかということをお話をさせていただきたいということで、懇話会の委員さんにも委員会をつくっていただきまして諮問をし、答申をいただいております。今後、各団体の皆さんと市全体の状況をお話ししながら、やはり市民の皆さんで考えていただくところは考えていただきたいということをお話をし、お願いをしようと思っております。3億5,000の全体の補助金、枠を3年間で半減したらどうかというのが懇話会の答申でございまして。そういう意見を尊重しながら、そうはいいまして実際に団体の皆さんとお話をする中ではいろいろまたあるんではなからうかとい

うことで、それは新年度の予算編成にこれから団体の皆さんと協議しながら決定をしていかなきゃいけないというふうに思っております。

先般来、市全体の財政状況につきましては、長期の推計も含めてで冒頭の本委員会の中で今後の10年間も含めた推計のお話をさせていただきました、このままの施策でいきますと財源不足が毎年5億、7億、8億と、これがずっと続くという状況が出てきとるわけですから、今から選択と集中、施策を基本的にやらなきゃいけない分はやらなきゃいけないし、選択できるところは選択をして、そこに予算と人、物、金を集中していくと。ただ、この選択をする基準が非常に種々どのような目線でもってそれを選択するのかというところが一番悩ましいところでありまして、そのところは議会の皆さんなり我々執行部も知恵を出して、ですからこの本当に事業が要るのか要らないのか、財政が厳しくてもやらなければいけないのか、少し待っていただけるものかということ、昨日来の大規模な公共投資にしても、どういうふうにそこを市民の皆さんの理解もいただきながら今後やっていくのかということになってくるわけでございまして、当然、ご指摘のとおり種々いろんな補助団体もあり、また行政としてもいろんなメニューで公共サービスを今やっておりますけども、それが本当に効果があるものなのか、もっと充実しなければいけないのか、もう少し省略あるいは効率化できるものなのかというその行政評価、事務事業の評価というものを事務方も含めてやっていかなければいけないと。その根拠でもってやっぱり市民の皆さんに、こうこうこうですからこういうふうにさせていただきますという説明責任が果たせるというふうな思いでおります。

ただ、そこまでまだ熟度が至ってないというのが、この成果表にいたしましても17年度決算についてもできてないというふうな思いはいたしておりますけども、ご指摘をいただきながら、今年度後半、あるいは19年度、20年度に向けては今のよう手法を入れていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに強く思っております。

○今村委員長 ほかに質疑はありませんか。  
金行委員。

○金行委員 1点お聞きします。この17年度の年は、福祉関係の向原のかがやきですよね、かがやきができてこの決算が出とる思うんですよ。そこで、そのかがやきの決算に対していろいろなこの諸問題等々も、この決算の中で出てきたことは把握されとる思うんですよ。そこらを総括的な全体の意見は書いてあるが、かがやきの何かがあれば、そっちで把握されとるのがあればお聞きしたいんですが、決算の中で出た答えの中であれば。何も考えておられんなら全然なしとお答えしてもらってもいいが。

○今村委員長 暫時休憩といたします。再開は午後1時より行います。

~~~~~○~~~~~

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 再開



~~~~~○~~~~~

- 今村委員長 休憩を閉じて再開いたします。  
再開前に連絡をしておきます。出席をされております増元副市長が、2時から2時15分ぐらい、あるいはもう一つは3時半から10分前後欠席の、ほかの会議があるようでございますので届けがございました。それをちょっと踏まえて質問をお願いしたいと思います。
- 明木委員 財政関係は担当が藤川副市長になるんじゃないですか、財政関係は。違うんですかね。そういう……。
- 増元副市長 本来からいきますと私の、福祉保健部は担当になります。
- 熊高委員 決算は収入役の担当もしとる副市長じゃないんかいの。
- 明木委員 ええ、きょう何で欠席なんですか。
- 今村委員長 きょうは54号の陳情活動で東京へ行つとられるということで。
- 熊高委員 それでええんかいの。
- 増元副市長 副市長が。
- 今村委員長 そうそう。
- 増元副市長 藤川副市長が、きょうとあす……。
- 青原委員 そりゃあ市長は市長公務があるけえしようがないって言いよったけど、副市長は出るという話だったでしょ、議運のときもそういう話だったですよ。  
決算じゃけえ……かもわからんが、そういう問題じゃあないと思うがの。
- 今村委員長 それでは、それをご了解の上で審査を進めたいと思いますので、よろしく願いをいたします。
- 入本委員 説明員に対して、我々は市長に対してするわけじゃろう、だれに対して。小委員会じゃないんじゃけえ、あれは。だけえその間休憩するとかしてくれんと筋が通らんわ、あんまり。決算委員会の意味がないようになる。
- 金行委員 委員長、何分おってでない、この今の……、15分ぐらい。休憩すりゃええじゃない。委員長、休憩。
- 今村委員長 それでは、その期間休憩をとって対応したいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。  
それでは、引き続き午前中の質疑に答弁を求めます。  
沖野課長。
- 沖野高齢者福祉課長 それでは、金行委員さんの質問がございました、かがやきの総括につきましてでございますが、第2期の介護保険の事業計画及び新市の建設計画に基づきまして、50ベッド、そしてプラスショート10ベッド、60床の特別養護老人ホームを建設をいたしました。部長からもありましたように、現在46名の市民の方が特別養護老人ホームに入所していただいております。以前からの念願でございました特養待機者の解消に一定の役割を果たしたものと考えております。また、待機者と申しまして入所を待っておられる方も現在68名おられます。また、先ほど養護老人ホーム

のどこへも申し込みがたくさんあるというふうにお話をさせていただきましたが、相変わらず施設への申し込みというものは安芸高田市におきまして大きな数字がございます。

なお、この解消につきましては施設ということになりますが、施設は介護保険料にすぐ直結をしてまいりますので、介護保険の今回の改正の趣旨でございます介護予防を充実し、そして在宅の福祉を進めるということが安芸高田市の現在の大きな課題であり、また、今後力を注いでいくことであるというふうに主務課として認識しております。

以上でございます。

○今村委員長

続いて、金行委員。

○金行委員

午前中の質問、ちょっと私も食い違ふところがあって申しわけございません。

それで、今の施設と他の施設とのどういう、影響が出たと思われるんですが、そういうところは何か感じておられますでしょうか、他の施設とは。

○今村委員長

沖野課長。

○沖野高齢者福祉課長

特別養護老人ホームの中で見ますと、特別養護老人ホームかがやきにつきましてはすべて個室で整備をいたしております。今までの特養が多床室、3人部屋、4人部屋が多かったものと違ひまして、個室であると同時に居住費、ホテルコストというものが他の施設より高額にかかっている状況でございます。一番多い方で居住費が約4万円、1カ月に見ますと4万円に法人の方が設定をされましたが、この負担金の部分で入居の方が敬遠されるのではないかという思いもございましたが、現在の入居状況、待機状況を見ますと、皆様のご理解をいただきまして入居の方は進んでおるものというふうに考えております。

○今村委員長

よろしゅうございますか。

青原委員。

○青原委員

今、金行委員さんが聞かれたんですが、私言いたいのは、今の市内旧町単位で特老がありますね、そこらあたりの待ち受け状況とか、それをどういうふうな形で市内、今かがやきじゃあ68名という待機者がおられると。それじゃ、各施設においてどれだけの待機者がおられて、それはどういうふうにしていくんかということですね。といいますのも、やはり市内が一つになったわけですから、全部の待機者の人をどういうふうな形で、ここがあいたけえこっちへ行ってくれとかいうようなことができるんかどうか、そういうことをされる気があるんかどうかいうのをちょっとお伺いをいたします。

○今村委員長

沖野課長。

○沖野高齢者福祉課長

現在、特別養護老人ホームは介護保険制度の中で運営がされております。介護保険制度は契約に基づきまして入所の方が行われております。介護保険が始まる前は行政が措置という、行政が入所に関しまして取りまとめを行い入所順番を決めるということをやっておりましたが、介護

保険制度になりまして個人と施設との契約という中で行われております。

現在、市内の待ち受け待機状況でございますが、各施設とも100人を超える規模でいずれの施設も待っておられます。正確な数字につきましては現在把握しておりませんで、先日も市内の特養の施設長さん会議の中で出席させていただきまして、そういう状況も聞かせていただいております。ただ、契約になっておりますので、お一人の方が何施設もかけ持ちをして申し込まれているという実態もございまして、すべての単純な足し算が待機者ではないというふうには理解をしておりますが、いずれにしても、かがやきを運営開始しましたので、その分だけ減ってるとは思いますが、300名近い方が一応申し込みをされてるという状況であろうかと思えます。

その中で、市が仲介等を取りましていろんな調整役ができるかということでございますが、なかなか現在はこうしたものが難しい状況にあるかと思えます。各施設とも今、県内の施設が共通して持っております入所基準というものを持っておりますので、介護度の高い方、家庭での介護力がない方を優先して入所させるというふうなことになっておりまして、各施設の中で入所判定会というものを設けるようになっております。そういう状況で、個々の施設でされておるとい実態の中でこれを市が仲介をして何とかいう方向については、ちょっと今後のいろんなところへ問い合わせをいたしましたり、ちょっと研究させていただきたいというふうに思えます。

○今村委員長 青原委員。

○青原委員 理解はするんですが、やはり今、課長が言われたように重複して登録をされておるとい方がおられるというふうに言われたんですが、それをなくするためにも、やはり6施設あるんであればそこへ、施設長さんらとの話し合いの中で、順番ということはないですが、順番でどこの施設へ行ってもいいようなシステムを考えていただければというふうな思いはするんですが、そのお考えがあるかないかいうのをちょっとお聞きをいたします。

○今村委員長 沖野課長。

○沖野高齢者福祉課長 システムがつくれるかどうかははっきりとは申しませんが、施設長さんの会議の中へちょっと提案として投げかけてみさせていただきたいと思えます。

○今村委員長 ほかに質疑はありませんか。

秋田委員。

○秋田委員 高齢者福祉課の方の関係の方でちょっと質問させていただきたいと思えます。

それで、主要施策の成果ということの説明書の中で54ページから説明をいただきましたが、この中でいろんな介護予防事業とかいろんな事業をいっぱいなされておりますけども、その中で何点か16年、17年の事業報告がなされる中で利用者がなかった事業が何点かございましたけども、

それはいろいろな理由があるとは思いますが、そこらあたりのちよつとご説明と、今後このなかった事業はやはり継続されるのかどうかという点をまず伺いたいと思います。

○今村委員長

沖野課長。

○沖野高齢者福祉課長

それでは、54ページから、各事業におきまして17年度に利用者がなかった事業についての今後の方向につきまして主務課の考えを申し上げます。

まず、55ページのちょうど真ん中あたり、e、生活管理指導事業（短期宿泊）と申します。これは先ほどお話しさせていただきましたように、お元気な高齢者、介護保険に該当されない方のショートステイでございます。これは今回の18年度の介護保険の改正の中でこの事業が廃止をされておりますので、18年度以降、生活管理指導事業の方は廃止でございます。

続きまして、57ページの一番上でございますが、徘徊高齢者家族支援サービス事業、こちらの方はGPS携帯に電波を発する機械をお貸ししまして徘徊される高齢者の方にお持ちいただいて、パソコン等でどこにおられるかすぐわかる事業でございますが、17年度は申し込みがなかったわけですが、18年度、申し込みの方がっております。この事業は今からどうしても高齢化に伴いまして認知症の高齢者がふえることも予想されます。在宅支援をするサービスとしてこの事業は今後とも残していきたいものと考えております。

57ページ、真ん中の方の成年後見制度利用支援事業でございます。こちらの方は高齢者が認知症等で自分のことを決定できなくなった方に対して市が申し立てたり、あるいは家族の方がおられない場合、市が後見人さん等を家裁に申し立てる事業でございますが、16年度1件ございまして、17年度はありませんでしたが、18年度現在1件、事業の方、進めております。こちらの方も今からの認知症高齢者の増加に伴いましてひとり暮らし等がふえますので、どうしても必要な事業ではなかろうかというふうに考えております。

58ページでございます。58ページの真ん中のe、日常生活用具給付事業でございます。これは高齢者の方へ、火を使うことが危なくなった場合等で電磁調理器とか自動消火器とかいろんなものを支給する事業でございますが、17年度はたまたま利用がございませんでしたが、この事業に実は火災報知機が該当いたします。今から火災予防条例の改正がございまして、この事業は今から多くの事業が出るものというふうに考えておまして、この事業は将来に残していきたいものというふうに考えております。

以上でございます。

○今村委員長

続いて、秋田委員。

○秋田委員

やはり事業としてしっかり残していただいて、福祉の関係でやっていただくということが前提なのでお願いしたいと思いますが、また1点、

57ページの中で、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業ということで16年、17年の企画がなされておりますけども、事業箇所としては、これは同じ回数、箇所でやられておりますけども、事業費の方の減額がかなりちょっとほかに比べると大きいと思うんですが、そこらあたりの理由をお願いいたしたいと思います。

○今村委員長 沖野課長。

○沖野高齢者福祉課長 16年度160万から17年度85万5,000円、実施箇所数の変化がないのに事業費が落ちておりますが、これは実は旧6町ばらばらに事業の展開を持ち込みまして、16年度は実は統一的な事業の考え方を持っておりませんで単純に集めたものでございました。17年度は事業実施の内容あるいは事業費につきましても統一をさせていただきまして、結果的に減額になったわけですが、85万5,000円の執行ということになりました。

○今村委員長 続いて、秋田委員。

○秋田委員 本当にたくさんの事業をなされていらっしゃるんですが、最後に成果と課題ということでいろんな事業が、これはサービスを提供し、生きがいと健康づくりの充実を支援するということでございます。それで先ほども財政の問題が出て、今後いろんな意味、減額、いろんな事業について減額なされることが多々出てくると思うんですが、この課の中でこういった事業をなされる上において、このいろんな予算のつけ方ですね、過去の実績をもとに多分なされると思いますが、ある程度の方向づけの考えを最後にお伺い、その予算について、方向づけについて最後に質問させていただきたいと思います。

○今村委員長 沖野課長。

○沖野高齢者福祉課長 実は高齢者福祉課の在宅福祉事業が、今回の介護保険の改正におきまして18年度は3分の2ぐらいの事業が介護保険の中へ移行しております。つまり一般会計の単市あるいは県から補助をもらってやる事業ではなくて、介護保険の特別会計の中で保険料を充てながら国から補助をもらってやる事業の方に転換をしております。そうした一つの事業の転換があるわけですが、そのほかにも、おっしゃいましたようにここ四、五年を中心にした大きな財源の不足というのは十分財政当局の方から聞かせていただいております。その中で、やはり真に必要なサービスと申しますか、サービスの非常に重要なサービス等の種々選択は今後ともどうしても必要ではないかというふうには考えております。なるべくサービスの低下のしないように考えたいと思っておりますが、財政状況等も念頭に入れながら、新年度等、スクラップ・アンド・ビルドの考え方の中で検討をさせていただきたいというふうに思います。

○今村委員長 ほかに質疑はありませんか。

明木委員。

○明木委員 今の同僚議員の中の1点、関連ということでお伺いします。

日常生活用具給付事業ということで今回、火災報知機が条例化で認められることになったということなんですけど、この条例ってというのは基

本的に県下で定められておりてきて、そのままを市でも使ってるんじゃないかなと思うんですけど、これ市独自で条例化をすることができると思うんですけど、そのあたりはいかがでしょうか。

○今村委員長 暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後1時21分 休憩

午後1時23分 再開

~~~~~○~~~~~

○今村委員長 休憩を閉じて再開といたします。

沖野課長。

○沖野高齢者福祉課長 現在、日常生活用具給付事業につきましては昨年まで国の補助金でございましたので、市単独で支給要綱という要綱を設けてそれで実施をさせていただいております。国費対象でなくなった際に市の独自財源で残しまして、その現在持っております要綱の中でこれを支給をしていく現在考え方でございます。条例のご提案いただいておりますが、現在は要綱の方で実施をしておりますので、条例化に向けて、どういうふうなものかちょっと研究をさせていただきたいと思っております。

○今村委員長 明木委員。

○明木委員 条例を提案したわけではなくて、条例がつかれるかどうかという話をただけで、今うちの市では要綱でやってるといのは知ってます。その中で聞きたいのは、実はこの要綱の中で交付できるものというのがまとめられてますけど、非常に内容的にもっともっと精査が必要じゃないかと思うんですね。17年度においても、こちらの46ページ、47ページで示されてるんですけど、その中でも、やはり本当に生活必需品ということで生活用具ということでもっと細かいものもあるんじゃないかなというふうに考えるんですけど、そのような要求が17年度はなかったのか伺います。

○今村委員長 沖野課長。

○沖野高齢者福祉課長 58ページの日常生活給付事業につきましては高齢者の施策でございまして、今の給付対象が電磁調理器と自動消火器と自動火災報知機であったと思います。47ページは身障の関係の日常生活用具、補装具等でございますので、ちょっとどうさせて……。

○今村委員長 明木委員。

○明木委員 訂正させていただきます。先ほどの質問、訂正させていただきます。先ほどの高齢者の分についてはわかりました。障害者の分について、改めて今の質問させていただきたいと思っております。

○今村委員長 重本福祉課長。

○重本社会福祉課長 障害者の日常生活用具ですが、これも要綱ということで品目を今のところはこういうふうな格好での定めて、対応なりいろんなことをやっとなる、給付やっとなるような状況でございまして。

○今村委員長 続いて、重本課長。

- 重本社会福祉課長　これは17年度いうことで、18年からは自立支援法の格好で法の中での位置づけということになっておりますので、その点ご理解いただきたいと思ひます。
- 今村委員長　再度、答弁を求めます。  
重本課長。
- 重本社会福祉課長　今から障害福祉計画を立てる中で、障害のいろいろなサービスのニーズにおきましてのいろいろな調査をいたしました中での検討をさせていただきたいと思ひます。
- 今村委員長　明木委員。
- 明木委員　済みません、答弁になってないんでもう一度質問します。17年度にこれ以外の項目で要求があったかないかを聞いたわけで、18年度のことには聞いてませんし、それ以後のことは聞いてません。17年度でここに示されてる以外のもので、もしあったのであればそれをお伺いしたい。特に私は直接一度聞いたことがありますけど、電動歯ブラシ等のことを聞いてます。それ以外のことであったかないかを聞いているわけです。
- 今村委員長　答弁、重本課長。
- 重本社会福祉課長　今、担当係の方に聞きましたら、17年度はその電動歯ブラシというのはありませんでしたけど18年になってあったそうでございますが、それは自立支援法の関係、18年度の話はおいとくいうことで、ありませんでした、17年度は。
- 今村委員長　続いて、明木委員。
- 明木委員　なかったということで安心はするんですけど、実際に届いてない声もあるのかもしれない。17年度のころからいろんな小さな例で、先ほど挙げた電動歯ブラシだったんですけど、ほかにもそういう本当に密着して障害者の人が必要としてるものがもっとこの中以外にもあると思われまますので、その辺をもう少し調査研究して検討していかれることが必要であって、また、障害者プランの方にも盛り込んでいくことが必要じゃないかというふうに考えるんですけど、いかがでしょうか。
- 今村委員長　重本課長。
- 重本社会福祉課長　今後のことでございますが、自立支援法施行になっていろんな障害福祉計画を立てる中で調査研究させていただきたいと思ひます。
- 今村委員長　ほかに質疑はありませんか。  
入本委員。
- 入本委員　副市長さんに残ってもらうんじゃないか、まあ私も言うた以上は質問せにゃいけないか言うけれども、多分、副市長さんはきょう初めて担当課から説明を受けられたんじゃないと思うわけなんですよね、私とすれば。そうすると、担当課長も財政面を非常に言われます。それで、ここにこのたびの報告があったわけですが、総括の中に投資効果と、それから課題とあるんですけど、課題じゃないかと思うんですけど。今後の取り組みでなげにゃ私は本来の姿ではない、課題だけ残して報告したんでは今から

どういふふうに取り組むんだということが見えてこない。

そこで、多分担当の副市長とすれば、現在のサービスを、これを何年続けられるか、そして残す事業と、今言われたように介護の方に回すという形で統合できる事業、廃止できる事業、どのように整理されて、18年度は実施しとるわけですが、今後の担当課に指示をなされとるか、そこらを副市長としてどのように総括して今後の福祉行政をやろうとしておられるんか、それを伺います。

○今村委員長 増元副市長。

○増元副市長 決算の審査というのは、やった結果を精査をし、どこに問題点があったのか、あるいはどれだけの効果が得られたのかというその分析の部分であろうというふうに思います。チェック・プラン・ドゥー・シーのシーの部分だと思っておりますけれども、今後アクションとして、その課題なり成果を踏まえて次の行動をどのように起こすかということが19年度の予算編成であり、今後の計画であるというふうに思います。

当然、これまでの利用実態なり、ここに示されております16年度より人数が減った部分もありますし、ふえた部分もあると。人数はふえておるけれどもかかった費用は減っておるというふうな部分もあるわけですが、正直なところを申し上げまして、それはやっぱり担当課と一緒に私も19年度の予算編成に生かしていかなきゃいけないという思いでございまして、個別の事業について私自身が全部を見て精査をしておるといふところには、正直な話、いっておりません。

ただ、今後の福祉という面につきましては、限られた予算の中で市民の皆さんに、やはり先ほど申しましたとおり社会の中で、弱者対策といましようか、高齢者も含めまして生涯を現役で過ごしていただくという一番その基本になるベースになる施策でありますし、道路とか箱物とかという社会基盤とあわせて、いわゆるソフト事業であろうと思っておりますので、今後はそういったソフトの部分がある程度社会基盤がそろった今日の状況の中で、今後は高齢社会を迎える中でソフトの部分の充実ということは考えていかなければいけないというふうに思います。

ただ、その中でどの事業を本当に伸ばしていき、また新たな事業をどういふふうにつくっていくのかというところは、やっぱり現状のもう少しニーズの把握というものを担当課と一緒にやっていきたいということで、介護保険の事業計画なり、さまざまな今基本的な計画を立てたり、そのローリングをかけた見直しをしたりという中で、やはり広範な皆さんの意見を聞きながらニーズを図りながらやっていかなければならないというふうに思っております。

○今村委員長 続いて、入本委員。

○入本委員 現在の事業を継続する場合に、財政財政って担当課まで言うわけですよ。じゃあ財政課長は、今の財政区分の中で今のサービスを続けるためには何年続けられるか、それとも廃止しなきゃ、統合しなきゃ、市民にご理解得なきゃという部分が出とるはずなんですよ。そこらの窓口



というのはどういうふうな形で今後やっていかれようとされるんですか。

○今村委員長 増元副市長。

○増元副市長 たびたび申し上げておりますとおり、数々ある事業を本当に科学的にその評価をする手法がまだ完成されてないし、それを本当に我々実践をしていないというのが実態でございますから、それじゃあいかんと、半歩も一歩もおくれとるじゃないかというご指摘でございます。ただ、評価制度なり、これだけお金を使ってどれだけの効果が出たんだろうかという精査をやはり今からしていかなければいけないというふうに思いますし、財政的な部分で言いますと、もう少し福祉においてはこれだけの大体ベースの予算は必要だと、あるいは公共投資にはこれだけ必要だというもう少し大まかなくくりという考え方のもとに、じゃあ福祉は、そうはいいまして総額予算の縮減の中ではそれは全体は少なくなるかもしれませんが、その中のめり張りというものをつけていかなきゃいけませんし、福祉の部門のその中で、そうはいいまして、むだな事業といいたいまいしょうか、課が違えば同じような事業を別々なところでやってたというふうなこともありますし、保健師さんの活動にしましても重複したサービスというのもあったわけでございまして、そこらをもう少し医療・福祉・保健を統合する中で、効率的なサービスを今までよりももっとうまくできるじゃないかという工夫というのが今から必要だろうと思いますから、何もかも全部削減なんだと、全部全部切り詰めてくれということではない、再構築をしなければいけないというふうに思っております。

○今村委員長 入本委員。

○入本委員 今の答弁は議会のたんびに聞く言葉であって、決算でこれだけ分析されて、今の課長でもこの要綱は廃止しましたと、継続せにゃいけんとか言うとるんですよね。それは将来のことを語るんじゃないくて、現在もうチェックしよるんでしょ、この現場を。それで既にもう7カ月過ぎとるんですよ、この決算を反映しなきゃいけないのは。19年度いうことは、本来ならあってはならないことをやりよるわけですよ。だから我々はそういう意味で市民に、この決算の中で将来は自立、福祉を掲げて予防を掲げとるからこういうサービスはなくなるからこうしなきゃいけませんよ、少子化対策で金が要るようになりましたからひとつご協力をお願いします、福祉を手厚くするためには市民理解を得なきゃ、自立するためには市民理解を得なきゃいけないと。ほいじゃあどの分とどの分が、アバウトなことばっかしの答弁が今から続くようでは財政とか云々いうても、私は切り詰められた、とてもじゃないが夕張の二の舞を見ていくような気がしていけないから言っとるだけであって、そのころには私らいないからいいようなもんじゃけど、そういう問題ではないと思うんですよ。やはり緊張感を持った上で、やっぱり副市長も担当課の部長の上に立つとるのなら、やっぱり今から、市はこれは市民のご理解いただくんですと、ダブってるもんとこれとこれは今度は課をかえてやっていく

んだという、そのめり張りの方向性を具体的に言ってもらわないと、全体的にはこれはどうじゃこうじゃ、どうじゃこうじゃいうて、こっちが何を聞けばいいんかということになってくるんですよ。ほいじゃけえ、1円のけたまで出てくるのはこの決算しかないじゃないですか、予算書と。そこまでを我々は今チェックしとるんじゃないですか。そうしたときに今のような答弁を聞いて、はい、わかりましたいうて、私はとてもじゃないができないと思うんですよ。

市長、副市長が答えられないんなら、きょう担当3課長がやりましたんで、課として伸ばしたい部分と考えとる部分を総括していただきたいと思います。

○今村委員長 廣政福祉部長。

○廣政福祉保健部長 ただいまのご質問ですが、確かに今からの福祉行政というものはそれぞれのニーズが多様化してまいります。当然それぞれの個人の福祉といえますと、昔は生まれて墓場までと、揺りかごから墓場までという言葉がありますが、現在では生まれる前から、また一つの福祉施策と政治というものが出てまいります。当然それぞれの個人の、3課ございますが、高齢者、また小児いうか、小児から高齢者までの福祉というのは幅広うございまして、それぞれのニーズもそれぞれ多様化してまいっております。

今後のこの福祉行政というものは確かにそういう財源の不透明なところがありますけども、現部といたしましては、まず、市民の皆さんは県民であり国民であるというふうに私どもは認識しております。国の補助対象という扶助費的なものは率先してそれに財源を獲得していく、また、県民である以上は県の施策の制度に対しては、これは財源を何とか確保していくということだろうと思っております。問題は市としての単独の事業というものがいかに保たれていくかということだろうと思っておりますが、仰せのとおり、その財源をいかにつくっていくかというのは今後の課題であるし、その財源をいかに有効に生かすかということだろうと思っております。それぞれこの福祉行政の中で、これは要らん、これは要るというのも何ぼかはありますが、ただ、人を相手とした場合に、年度制限、時限立法的なものも考えもあります。当然、この福祉行政を保っていくためにはこの3課のそれぞれの今からの予算要求の中にも精査していく必要がありますが、原則的には補助もつれの裏財源というものは確保していかんやいけんという考えが原則で私どもは認識しておるところでございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○今村委員長 続いて、入本委員。

○入本委員 私は部長に求めたんじゃなくて、直接管轄してる課長さんが先ほどのように、これは要らない、これは要るというふうな、少なくとも将来性があるという、そういう感覚を聞いて、我々も理解しながら応援しなきゃいけないと、福祉に対して応援する立場で聞いているわけです。

例えば先ほども同僚議員が貸し出しの問題なんかでも、よその例で言

うたらまたおかしいんですが、図書をつくるのに図書館がないと。ほいじゃどこかあいた部屋がないか、図書買う金がないと、市民公募を全国ネットしたら、インターネットで発信したら何万冊集まったということもあるんですね。

だから我々もそういう協力ができるというのは、このたびなんかでの交付の品目の中でも老眼鏡とか車いすとか、そういうのも公募したら案外使えるものが出てくる、そういう我々も予算をかけなくてもいい応援ができる、そこらの編み出すのは担当課であり市民のアイデアだと思うんですよね。何も予算化しなくても財源が地域に転がるとあるわけですよね。ほいでいきいきサロンなんかでもそうでしょ、この中でこういうサービスを手伝ってもらえませんかいうたらできるかもわからん。協働のまちづくりということがどこかといえば、行政のないところは市民、市民が手が届かないところは行政でしょう。私はそういう面で言っとって、別に対立しよう思うて言っとるわけじゃないんですよ。財政がなかったらここでふろしきを広げて、これだけしかありませんと、皆さん方が協力できるところはどっかないですかと、やっぱりそのところを言われないと、極論、総論では物事はいかないし、今からは各論でいかなくはいけないと思うんですよね。そういう点では、副市長、どうですかね。

○今村委員長 増元副市長。

○増元副市長 貴重なご提言をいただいたというふうに思います。私もある種理念というか、総論はまず私の思いとして、一本目標なり総論的な考え方というものは、これはやっぱり必要だというふうに思いますけども、それに基づいた各論をどうするのかという課題をいただいたんだというふうに思いますし、私自身もそういう具体的なサービスがどうなるんやという部分を聞きたいんであって、市民の皆さんもそうだろうと思います。このサービスがどうなるんかと、あるいはもうちょっと部分を、私も当然そういう観点で取り組んでまいりたいというふうに思いますし、当然行政でできないところは市民の皆さんの力もかりる。あるいは官だけが公共サービスの担い手ではないという、これもまた総論でございますけども、そういう中でやっぱり市民の皆さんの力を発揮いただくということで、まちづくり委員会等でも福祉部会を設けて地域の中でもうちょっと声をかけようというふうな動きもしていただいとるわけですから、市といたしましてもそういう情報を出す中でともにやっていくということが一つの方向であるというふうに私自身も思っております。

○今村委員長 入本委員。

○入本委員 これだけ決算を具体的に出した以上は、どこかに光を見出さなきゃいけないのです、双方が。だから現在まちづくり委員会とかいろんな委員会があるわけですよね、振興会もあって。ほいで振興会にも予算を配布しとるわけですよね。行政の仕事はしない、せえとは言わんけど、健康づくりは地域でできるわけですよね、互譲精神もできるわけで、そうした

中で、やはり課題だけでなく取り組みというところのものが、私は当然その結果が出たら次にどうしなきゃいけないかという、課題だけ上げとって取り組みが見えないようではいけないのではないかと、そういう面について、やっぱり今後こういうふうに取り組みますとか、この方面と協力してみますとか、議会に相談しますとか、そういう形を私は求めとるんであって、やはりもう少し、財政厳しい厳しいという言葉よりか前向きな形で市民に意欲が出るような、また活気のあるような形を提案していただき、我々も審議したいなと思いますんで、そのあたりを副市長も、市長がおられないんで副市長が全面的な担当課に指示が出せる立場であります。そういう意味では将来のサービスはどういうふうにするんだと、市としたら担当課にその命令出して、担当課はの中でどのようにしてやってくる、そのためには市民にどういう啓発運動してやっていくという。ただ上から来たものをこなしていくいう、そうじゃなくて、そういうところを私は伺いたいわけでございます。そこらをご理解いただいて今後取り組んでいただきたいと思います。

○今村委員長 増元副市長。

○増元副市長 19年度の予算編成にご期待をいただきたいといひましようか、そういう中で今から担当課とも議論をしていくわけでございますので、努力をしまいたいと思いますし、財政の部分は、一応ベースの部分としてやっぱり基本的に市民の皆さんも含めて認識をしていただくんでありますけれども、その中でどのように効率的にやっていくかという議論をやっぱり市民の皆さんにお願いをすることになろうかと思ひます。そういうことが押さえがないと、じゃあ全部行政でやってくれりゃあいいじゃないかという議論にもなるわけございまして、そうではなしに、国、県を含めた安芸高田市の置かれておる状況というものを認知していただく中で、じゃあ補助金はどうするのか、福祉はどうするのかという議論になろうかと思ひます。執行部とすれば、その中でやっぱりこういう面は力を、いわゆる16年度に比べて利用率の落ちとるものもあるわけございまして。原因がどこにあるのかということも突き詰めていかなければならない。ある種社会のニーズから外れておる部分もあるのかもしれない。そういったことも踏まえながら、今後は介護予防でありますとか健康づくりでありますとか、そういった予防的な福祉といひましようか、それはもう高齢者だけではなしに子どもから生涯を通じて、特に子育て支援、若い人も含めて将来にわたって健康でというふうな、そういうプラスの施策というものを打ち出していければなというふうにも思ひております。これは本当に今の私の思ひつきで言ったんでございましてけれども、担当課と協議をしていきたいというふうにも思ひますので、よろしく願ひいたします。

○今村委員長 熊高委員。

○熊高委員 入本委員の質問とも重なる部分もあろうと思ひますが、福祉保健部のその決算を見ますと、非常に多岐にわたって本当に自治体経営のこれ

からの大きな縮図みたいな感じで受けとめて、非常に厳しいなという思いで改めて見ておりますが、今、副市長と入本委員とのやりとりを聞きながら、何かかみ合わんという気がして見ておるのは自分だけじゃないと思うんですが、決算は先ほど来より議論されとるということが基本だと思いますが、ここで、副市長は行革の本部長でもありますよね、じゃないんですかね。

〔副本部長という声あり〕

○熊高委員 副本部長ですか。実質的な担当だというふうに思うんですが、そういった観点からこの決算をとらえて、行革の中で当然いろんな形で関連づけてきておると思うんですね。だからそこらとリンクさせながらの議論をしないとなかなか、決算は決算よと、18年は18年、19年は19年、行革は行革ということじゃあ自治体の経営というのはやっていけんと思うんですね。そういった意味での決算の評価を我々はしようという形で今議論してるわけですから、そういう視点でのやっぱり幅広い議論を副市長がしていただくべきじゃないかなという気がしますが、そこらはどうですか。

○今村委員長 増元副市長。

○増元副市長 私の説明の仕方が非常にまずいだろうというふうに思うんでありますけども、私が思いますのは、そういう市の総合的な中で、行革といいますが削減だけではなしに再構築というふうな部分もあるわけですよね、全体、全部を削減しなさいというのじゃなしに、総枠は削減をしなければならぬけども、その中でどのような取捨選択をしていかなければならないかということが迫られておるという一つの基本認識の中に、それそのものが行革であるというふうに私は理解しております。ただ、その中で福祉を考えたときに、国の補助金も含めて基本的にやらなきゃいけないことは当然、先ほど部長が申しましたとおり市の一般財源を足してでもそれはやらなきゃいけないと。プラス、やっぱり市としての独自の施策もあるわけでございまして、そこらのところをどのように特色を出していくのかということが一つ迫られておるというふうな中で私の思いでございまして、私自身はかみ合っておるんだというふうに理解はしておるんでありますけれども、よろしくお願いします。

○今村委員長 熊高委員。

○熊高委員 かみ合っておるといわれとるところがもうかみ合っていないような気がするんですけども、いろんな評価の中でこの部分は行革で見直しをしますよというのがありますよね、だから17年ではもうやった結果ですから、だからそれを踏まえて18年度も今やっておるところでしょ、さらに補助金等の見直しも今現在やっておるところでしょ、だから17年の決算を踏まえて、こういうことをもう既にやっていますよということも当然言われていいんじゃないかなという気がするんです。その辺が具体的に何ら答えとして出てきてませんよね、答弁の中に。だから、ずっと行政は継続してるわけですから、そういう過去の部分と現在と未来という

その3つのくくりの中でこの決算をどうとらえとるかというふうな議論をすれば、当然その指摘された部分は今こうやっていますよというのが、担当部じゃなくて副市長としての言葉ですから、特に行革をそうやって基本的に動かしている立場であればね、そういう視点での議論をしていただければ非常に我々議員としてもわかりやすいんじゃないかなという意味で言っておるわけで。

ただ、1点確認したいのは、これも副市長か部長、あるいは総務部長もいらっしゃいますが、この主要施策の成果の説明書、これをつくったのはいつなんですか。というのは、いろいろ成果及び今後の課題という言葉がありますよね、そこがいつの時点で作ってきたものなのか。既に今11月です。12月に近いですから、その時点じゃないですわね、今の時点じゃないですわね、当然。だから3月の時点をとらえて言われておるのか、5月の締めのときに言われとるのか、そこら辺の視点をどこに置いてこのまとめをされておるんですか、それ1点お聞きしたいと思います。

○今村委員長

新川総務部長。

○新川総務部長

ただいまのご質問でございますが、この主要成果に関する説明という書類の作成時期ということになるかと思いますが、こうした決算書の作成といいましょうか、できるだけ早くという状況もあるわけなんです。大体5月の出納整理で終わって1カ月間、県の収入関係との調整があるわけですね。当然その5月の中で全体的な収入の調定額と、そういう形のを整理させていただいて収入役の方は市長の方に送付していただくわけですね。そうした形のを送ってきていただいた時点で、もう作業的には原課の方へはこういう製本する前に一応再確認の、原課の方の帳簿とこれに上がってる数字の調整をしていただきます。これはコンピューターでやっておりますし、原課の方の台帳等も間違っていないと思いますが、そういう事務的な段階からつくり上げております。

それと、この説明資料に関するものにつきましては、当然監査、上程前の原課の方からやっていただいておりますし、監査を受検するまでのものの整理で取りまとめをさせていただいておりますから、大体8月から9月の時期に入ってきておるんじゃないかなろうかというふうに思っております。

以上です。

○今村委員長

熊高委員。

○熊高委員

大体そのぐらいの流れになるんだろろうというような予測はできるわけですけども、例えば60ページの一番下の地域包括支援センター、この言葉が書いてありますね。予防の拠点として整備する必要があるだろうというふうに書いてありますが、既に新年度からは動いていっとるわけですね。だからそういう新年度から動かしたとる中でその7月8月にこういう言葉が出るのかどうか。もう既に動いている課題も見えてるとい状況でしょ、だからこういう言葉で本当にその実態をつかんだような文章なのかなという気はするんですが、ここらはどうですか。これは

担当課長もあと答えていただきたいと思います。

○今村委員長 新川部長。

○新川総務部長 確かに原課の方の整理としては、この事業としては4月には始まっておりますけども、ご承知いただいておりますように現在事務所の分散ということで、原課の方は包括支援センターの場所が第1分庁舎の中にありますけども、通常事務連携が非常に難しい状態で、決定通知等におきましても市長印をわざわざこちらまでとりに来るというような複雑的なこともございます。そういう考えの中から、やはりこういう表現を書かざるを得ないのかなという思いを私の方はそのように持たせて、事実そういう事務が複雑化しておりますし、非常に包括支援センター内のやはり審査件数も限られとるような状態もありますので、そういうところもひしひしとして、そのセンター内の運営も大変な状況があるのかなというように思います。ケアマネージャーさん等の職員の確保とか、非常に苦慮しておる状況ではなかろうかというふうに思っております。

以上です。

○今村委員長 沖野課長。

○沖野高齢者福祉課長 それでは、60ページの今後の課題の記述の仕方でございますが、今、総務部長さんからあったわけでございますが、申しわけございません、私としては17年度が終了する18年の3月末の段階に置きかえまして言葉を記述いたしました。申しわけございません。

○今村委員長 熊高委員。

○熊高委員 これは課長を責めてもしようがないことなんで、決算の時期とかそういういろいろなくりの中でされるんで、そのことをどうこう言うんじゃないんですが、やはり実態に即したものをつくらないとこの決算の意味がないんじゃないですかという、先ほど入本委員が言われたことと重なるというのはそういう意味なんですけども、だからやっぱりせつかくつくるものが次に生きるものでないと、お金をかけてこれをつくるわけですから、やはり次に、あ、これを見れば次の流れがわかるんだなというものに本当に実のあるものにすべきじゃないかなという視点でね、これは今後考えるべきじゃないかなという気がするんですね。

それからこれもある程度その報告書をつくる中で、一定の方向という、方針というのを各部、各担当課に当然総務がまとめるんでしょうから言って、こういうものを出しなさいという指示をするんでしょうけども、そこらから見ても、やはり統一性というのはなかなかないですよ。成果の表現の仕方、あるいはその成果すら書いてないようなものも、昨日から一昨日言いましたが、あるようなこと。そこら、随分合併当初よりか進んだという評価はするんですが、やはりもう3年目の終盤にかかってくるような状況の中で、ある程度もう市長も方針の中で3年目は一定の方向をつけるんだというふうなこともいろいろな機会に言われとる状況の中で、やはり3年目に出た決算書にしてはそういう不満があるなという気がしますので、ぜひとも次のまとめにはそういうことも含めて

まとめをしていただきたいというふうに、これは要望をしておきます。

もう1点、そこらとも重複するんですが、特に成果という部分で言えば、特に介護予防というのが始まって新しくなって動きがなって1年目の状況ということで、なかなかまとめというのは難しいと思いますが、介護予防が出たというのは、先ほど来から話をされてるように財政が厳しくなるからできるだけ寝た人を少なくしようというなのが、簡単に言えばね、基本にあって出てきた政策ですから、そこらでいえば介護予防をすることによってどれだけそういう人を少なくしたかという成果が、17年度とつかかったばっかしだといいながら、やはりそういう目標があって初めてこの成果というのが評価できるわけでしょ。そこらは総括的にどのように評価をされておるのか、1点お聞きしたいというふうに思います。

○今村委員長 それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は2時15分から行います。

~~~~~○~~~~~

午後2時03分 休憩

午後2時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○今村委員長 休憩を閉じて再開といたします。

先ほどの質疑に対する答弁を求めます。沖野課長。

○沖野高齢者福祉課長 これまでの市の介護予防事業に関しましての成果の問い合わせだったというふうに思います。

これまで、市の独自施策で介護保険以外の方へさまざまな介護予防あるいは生活支援と称しまして、さまざまなサービスを行っております。具体的には主要施策の成果に関する報告書の57ページに生きがい活動支援通所事業等さまざまな事業を行っております。なかなか介護予防をどういうふうな成果が出ているのかというのを数値で見るのも難しゅうございますが、ちょっと163ページの介護保険に関する成果に関する部分でございますが、数字が適当であるかどうかわかりませんが、数字を見つけました。163ページ介護保険特会の2番の認定の状況、各年度の3月末の認定者の数字をあげております。15年度2,396、16年度2,519、17年度2,555、16年度にかけましては大きく伸びましたが、17年度にかけましては伸びが緩やかになっております。その中でも軽い方、要支援・要介護1の方を16と17見ていただきたいんですが、要支援の方と、要介護1の方で16年度が1,394人だと思っておりますが、17年度は1,357人。軽い方については逆に維持といたしますが、減少状態がおこっておるというふうな数値もございます。なかなか成果をはっきりとお示しする方法がなくて申しわけないんですが、介護保険の認定の状況等を見ながら成果の方を確認しながら予防事業の方を推進をしていきたいと、こういうふうに考えております。

以上でございます。



○今村委員長 熊高委員。

○熊高委員 健康づくりプラン等も策定されて、それに基づいていかれるというふうな方向の中で、やっぱりそこらの目標値をつくっていくというののも一つの大きな取り組みのポイントになるかなという思いがしますので、ある程度数字的なものをしっかりと目標に置いた上でその成果を精査できるように今回すべきじゃないかなという気がしますので、そこらの視点もしっかり置いてもらいたいというふうに思いますが、要支援とか要介護1、そこらあたりは認定の基準も随分変わってきておりますからね、そこらの数字が本当に数字どおりのものに解釈できるかどうかというのはまた非常に疑問なところもありますが、これ以上のその部分の議論はしませんけども、そういった視点を持って成果を十分に把握をしていただきたいということを要望しておきます。

もう1点、67ページの児童1人当たりの保育費というのが16年、17年、出ておりますよね。これは17年についてだけでいいですけども、近隣町と比較してどうなのかというふうな、そういうデータを把握をしておられればお聞きしたいというふうに思います。

○今村委員長 重本課長。

○重本社会福祉課長 近隣の市町との状況は現在のところ把握しておりませんが、今後保育に係る総事業費なり、それも補助金等も細かい点も保育料の関係もありますということで、また聞き取りなり調査してみたいと思います。

○今村委員長 熊高委員。

○熊高委員 ぜひそこら、後ほどで結構ですから出していただきたいというふうに思いますし、先般、補助金のいろいろ各、庄原、三次、安芸高田の状況が出ましたけども、何かいろいろ聞いてみますと、まとめておる基準が違うというふうなことも三次市あたりは言っておられたんですね。だから根本的にそのまとめる数値のものが違えば出た数字をうのみにして評価できないので、そこらの中身をしっかりと精査した上で同じもので積み上げた数字でないと意味がないというふうに思いますので、そこらは実態と違うようなことを三次市の担当者は言っていましたので、そこらも安芸高田市あたりも確実に確認しておいた方がいいかなと、そういう意味でこの児童1人当たりの保育費というの、もとがしっかり同じかどうかというのを確かめて確認した上で出していただきたいというふうに思います。

総括的には先ほど副市長と話をしましたので、きょうの中国新聞にも我孫子市の市場化テストの取り組みというのも出ておりましたが、そこらは全国でもトップレベルのそういう取り組みをされる市ですから、一気にそこには行かないということもあろうと思いますが、特に福祉部門はそういう市場化テストに影響するものばかりじゃないという、むしろ少ないかもわかりませんのでそこまでは言いませんが、そういった視点をこの17年度決算を踏まえて、やはり既に終わりかかった18年よりか19年の予算に反映できるようなことを要望しておきます。その件で答弁をい

ただければ、副市長に最後をお願いしたいと思います。

○今村委員長

増元副市長。

○増元副市長

福祉の分野というのは非常に生活に密着した部分でございますので、先ほどの市場化テスト等、そういった受け皿があればまた有効な手だてともなるかとも思いますが、やはり地域密着型の受け皿というんでしょうか、供給主体というものを見つけていかなきゃいけない。そうはいいまして社協であり、今のボランティアの皆さんであり、今地域で高美園、あるいはかがやきといひましようか、ちとせ会さん、あるいは甲田の云々という、そういった事業者を大事にしながらやはり展開をしていくべきかなというふうにも思っておりますけれども、今後、社協さんとももう少し事業のあり方等も含めて協議を進めさせていただきたいというふうにも思いますし、先ほどの施設長さんとの連絡、それも非常に緊密にやはりしていくべきだろうと。市が指導するというんじゃないに、一緒になって考えさせていただくという場はやっぱり必要なんではないかなというふうに思っております。今後ともよろしく願いいたします。

○今村委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○今村委員長

それでは、以上で質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続いて、認定第4号、平成17年度安芸高田市老人保健特別会計決算の認定についてを議題といたします。

所管部長から概要説明を求めます。

廣政部長。

○廣政福祉保健部長

それでは、老人保健特別会計の決算の概要を私の方からご説明を申し上げます。

平成17年度収支決算は、歳入が56億7,175万1,000円、対前年度比で1.8%の増であります。歳出が56億3,770万7,000円、対前年度比6.2%増でありまして、差し引き3,404万4,000円の黒字となったところでございます。また、前年度からの繰越金396万5,000円を差し引きました単年度収支も3,007万9,000円の黒字となっております。

平成17年度末現在の老人保健加入者数は7,084人で、前年度と比べまして356人の減となっておりますが、これは平成14年10月の制度改正で対象年齢が70歳から75歳に引き上げられましたが、既に老人保健の対象となっておりました者は、5年間の経過措置の中で75歳到達までは老人保健の対象としていたためであります。5年が経過する来年10月からは逆に年々増加に転ずるものと見込んでおります。

医療費につきましては総額で55億7,865万9,000円を給付し、前年度に比べ2,301千円、0.4%減となりましたが、老人1人当たりの医療費についてみますと、逆に4.5%増加しております。国保と同様に医療費の適正化と生活習慣病に重点を置いた疾病予防に努めてまいりたいと考えております。

詳細につきましては担当課長の方からご説明いたします。よろしくお願ひいたします。

○今村委員長

武岡課長。

○武岡保健医療課長

それでは、決算書の181ページをお願いします。また、主要施策の方では161ページでございますので、あわせて見ていただきたいというふうに思います。

まず、決算書181ページ、歳入からご説明を申し上げさせていただきます。

老人保健の歳入といたしましては、支払い基金の交付金ということで現年度分が32億3,003万7,000円歳入をいたしております。それと審査支払い手数料につきましては、現年度分2,088万1,000円、過年度分が60万5,343円でございます。ちなみに支払基金の交付金につきましては、総医療費の56%の交付を受けるようになっております。

続きまして、2款の国庫支出金、1項の国庫負担金でございますが、現年度分といたしまして15億5,998万1,480円、過年度分といたしまして2,641万5,948円の歳入をいたしております。これにつきましては全体の医療費の29.3%を国庫補助金の方で出していただくということになっております。次に、3項の県負担金、1目の医療費負担金でございますが、現年度分が3億9,152万6,865円、過年度分が660万3,987円でございます。これにつきましては、県は7.35%の負担割合となっております。

続きまして、4、繰入金でございます。一般会計からの繰入金につきましては、4億3,154万3,000円の金額を一般会計の方から繰り入れをいただいております。

5款の繰越金でございますが、396万5,520円、前年度からの繰越金でございます。

次に、6款の雑入でございますが、次のページをめくっていただきますと、雑入の中で第三者納付金、これが19万1,238円でございます。これにつきましては、交通事故等による第三者の行為によるものにつきましては雑入として歳入をいたしておるところでございます。

続きまして、185ページ、歳出に移らせていただきます。

まず、1款の医療諸費でございます。1目の医療給付費55億3,879万8,943円でございます。

続きまして、医療費の支給でございますが、扶助費として3,986万486円、これはコルセット等の現物給付でございます。それと3目の審査支払手数料2,145万6,655円、レセプトの審査支払手数料ということでございます。

次に、2款は該当ございません。3款の諸支出金、1項の償還金、1目の償還金、これにつきましては歳出ございません。還付金につきましては1,551万2,671円、これは過年度分の還付でございます。それと2項の繰出金、一般会計からの繰出金でございますが、2,207万8,127円、過年度分の精算による繰り入れでございます。予備費の執行についてはござい

ません。

それで、主要施策の方をちょっと見ていただきたいと思います。162ページの方でお願いします。現在、老人保健の加入の状況につきましては17年度末現在で7,084人の方に加入をいただいています。総額等につきましては先ほど部長の方が申しましたので割愛させていただきますが、今後の成果と課題という中で、非常に今後も高齢化が進展をするであろうと、そういった中で医療費も増嵩の傾向にございますので、国保事業、また老人保健事業と連携をさせていただきまして、生活習慣病等の対策等も講じまして医療費の抑制をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上で説明を終わります。

○今村委員長　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

藤井委員。

○藤井委員　1点お伺いいたしますけども、この老人保健の加入状況を見てもわかりますように、国保が80.6%を占めてるということで国保の部分も含めてお伺いしたいと思うわけですが、いずれにしても医療費の増加というのが年々目につくわけですね。この今の説明の中でも、老人保健については16年度を若干下回ったということでございます。先週ですかね、公衆衛生推進協議会の方から、これは吉田町内だけだと思うんですけども、後発医薬品、いわゆるジェネリックですね、このいわゆるジェネリック品を推進していこうという形で呼びかけがあったわけですが、国にしても本市にしてもかなりの削減につながると、これは新聞、テレビ等でも放映されてるわけですが、ここらの取り組みについて、市としては医療費の削減にどういう影響があるのかいうのを掌握されておればお聞きしたいと思うんですが、どうでしょうか。

○今村委員長　武岡課長。

○武岡保健医療課長　ご指摘のように、安芸高田市の老人保健ないし国民健康保険の医療費の関係につきましては年々増嵩をしておると。先ほどおっしゃっていただきました老人保健につきましては、対象年齢が70から75歳に引き上げられたという経過措置の段階で、年々受給対象者が来年の10月までは減ってくると。今まで計画的に対象になっておったのが減ってきますので、しかし、来年の10月以降は逆にふえていくと、そういう形です。ただし、人数は減っておりますが、医療費も減っておるんですが、1人当たりで見るとこの老人の方も着実に増嵩しております。したがって、昨年度の2つの国保、老人保健を合わせますと約92億8,000万円というものが医療費の支給額ということになっております。

それで、先ほどおっしゃっていただきましたジェネリックにつきましては、本年の4月から医療制度の改革の中で処方せんの様式が変わって、そこにジェネリックを希望される際に患者本人が医師にジェネリックへの変更を申し出た場合に、医師が妥当と認める場合にはそこに署名をすると。その処方せんを薬剤薬局に持参すればジェネリックの方に切りか

えができるということでございます。それで国の方では17年度の概算医療費が32兆4,000億円というふうに公表いたしました。その中で薬剤の部分について見れば欧米並みの大体45から50%ぐらいのジェネリックの普及になれば約1兆円の医療費の節減効果があるだろうというふうに思われてます。

本市の場合に、調剤の額に国が32兆4,000億に対する1兆円の効果を仮に乗じた場合には、約2億円弱の効果が欧米並みに普及した場合には見込まれるのではなかろうかと、そのように認識をいたしております。

以上であります。

○今村委員長

藤井委員。

○藤井委員

この医療費の削減について、今、本市については2兆円弱、資料的には1億8,000万とかいう数字も出ておりましたけども、私も以前に市の中核病院である吉田総合病院、ここでの運営協議会にも出させていただいて、この医薬品の後発製を使用することによって吉田総合病院の運営状況というのはどうなんですかという質問もさせていただいたところ、これは病院としても経費削減につながるという院長の説明があったわけですよ。さらにまた、推進協との動きとあわせてまた医師会の方の動きも少しあったようにお聞きするわけですけども、いずれにしても年間2億円の削減ということは大変私は大きな部分につながってくるんじゃないかなと思うんですけども、そこらあたり、担当課、部として今後どのように取り組みをされていくのか、そこらあたりについてお伺いしたいと思います。

○今村委員長

廣政部長。

○廣政福祉保健部長

ジェネリックにつきましては市長もいつかの議会等で少々触れられたように思いますが、その経過を経ていろんな委員会も少々ご説明をさせていただき、行政としましては、薬品業界の中にある程度入れるべきか、入れないべきか、ある程度そういう微妙な線がございまして、仰せのとおり、ただこの推進をするということは別に差し支えることじゃないというふうに考えております。したがって、広報等を幾度かのご説明をさせていただいたように思いますし、また、吉田病院を初め各医師会等でもそれぞれの院長、会長さんにもお願いをして歩いたように思います。

問題は、一番助かるいいですか、軽減されるのは本人でございまして、負担金の軽減にもなりますし医療費の削減にもなる。この医師と患者との関係も一つの信頼関係もございまして、そこらの一つの考え方もありますが、今回このジェネリックの推進をされました団体の方につきましては、私どもも国保なり老人会計につきましても、ともに一緒に推進を市民の方には広めてまいりたいという考えを持っております。

○今村委員長

ほかに質疑はありませんか。

入本委員。

○入本委員

節減の中で、レセプト点検の効果ですよね、そこらを私らも情報が

ないので、どのような情報が出て効果が出るとか、できれば教えてください。

○今村委員長 武岡課長。

○武岡保健医療課長 レセプト点検につきましては、医療費の適正化対策ということの観点から、昨年度も含めて現在も充実強化ということで取り組みを進めておるところであります。現在、老人保健並びに国民健康保険の方で合わせて6名の方に、臨時的任用でございますがお願いをさせていただいておまして、レセプト審査において極めて専門的な知識も有しますことから、特に国保連合会の方にも専門的な知識の習得ということでお願いをしまして職員を派遣をいただきまして、6名の方の審査技術というものを強化をさせてきました。あわせて昨年度は年2回ございますそういった審査の研修会の方に全員の方に出席をいただいて、その審査能力というものを高めていただいたということでございます。

じゃあそういった取り組みの中でどのようなことが出たのかということでございます。特に年間、安芸高田市の場合で約12万5,000件のレセプトが連合会等から送られてきます。そのレセプトすべてについて資格、また内容点検を行っておりまして、そのうち昨年場合は2,300件、金額にしまして1,400万について過誤を発見をしております。さらに3,543件の再審査請求を行いまして、このうち1,605件、約600万円の再審査請求が認められております。また、本市におきますレセプト点検の被保険者1人当たりの財政効果は県内の23市町の中で3番目、3位ということでございまして、今回県の特別調整交付金ということでその実績を認めていただきまして800万円をこの審査点検実績に基づいて交付をいただいたということで、今後もこのレセプト点検につきましては充実強化に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○今村委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○今村委員長 以上で質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続いて、認定第5号、平成17年度安芸高田市介護保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

所管部長から概要説明を求めます。

廣政福祉保健部長。

○廣政福祉保健部長 それでは、安芸高田市介護保険特別会計決算の概要を私の方からご説明を申し上げます。

平成17年度安芸高田市介護保険特別会計の決算は、歳入歳出総額3億3,185万1,107円、歳出決算額は30億6,254万5,777円、歳入歳出差引残額6,930万5,330円となったところでございます。平成17年度は第2期介護保険事業計画の最終年でありましたが、平成17年10月の施設の食費、住居費を利用者負担化としたという介護保険制度改正によりまして、事業計画を下回る状況となりました。保険運営につきましては、平成17年度末

現在、65歳以上の第1号被保険者1万679人、要支援介護認定者2,555人、居宅サービス利用者1,368人、施設サービス利用者497人という状況であります。保険給付費を見ますと、居宅サービス費12億7,200万円、施設サービス費16億4,400万円で、施設サービス費が55%を占め、施設利用が大きい実態をあらわしています。

今後につきまして、介護保険制度改正の趣旨であります介護予防、在宅支援を進めるために、訪問通所系サービスやグループホームなどの地域密着型サービスを充実しまして在宅生活を支えるサービスを充実してまいりたいと、このように考えております。

詳細につきまして課長の方からご説明を申し上げます。

○今村委員長

続いて、沖野高齢者福祉課長。

○沖野高齢者福祉課長

それでは、決算につきましては主要施策の成果に関する説明書162ページをお願いいたします。決算書では189ページからになります。説明につきましては主要施策の成果に関する説明書の方で説明をさせていただきます。

まず162ページの総括でございますが、下3行でございます。平成17年は第2期の介護保険事業計画の最終年でございます。介護給付費の支出は、17年10月の介護保険の制度改正、居住費と食費が自己負担になったわけでございますが、これがありまして、介護保険の事業計画と比較しましては86%の執行という計画を下回る状況となっております。

163ページに被保険者の状況等を整理いたしております。まず163ページの一番上の表でございますが、15、16、17、3年間の65歳以上の介護保険で申しますと第1号被保険者の数をあらわしております。合計欄見いただきますと、自然減の状況に既に入っておる様子でございます。ただし、前期高齢者、後期高齢者を数を見ていただきますと、既に75歳以上の後期の高齢者の方が6割を占めておるという状況でございます。認定の状況が第2表でございます。これは各年度の3月末の時点の数字でございます。15年度、総計で2,396、16が2,519、17が2,555と利用が伸びております。ここで介護度別に見ていただきたいんですが、要支援の方、要介護1の方、今回の18年4月の介護保険制度改正の軽い認定の方という部類に入る方でございますが、これが全認定者の50%以上を占めていると、こういう状況になっております。

それでは、歳入について、保険料の説明をさせていただきます。第3表、第1号被保険者保険料の収入状況でございます。17年度、一番下でございますが、現年度分特別徴収、現年度分の年金から天引きをさせていただく保険料でございます。調定額が約3億5,468万でございますが、収入額3億5,545万9,000円、収納率が100%で77万9,000円の還付未済額を出しております。

なお、この還付未済額と申しますのは、死亡された方も年金が出る場合でございますので、その死亡された方で年金が出ておりましたら社会保険庁が天引きをして市町村に送ってまいります。それをまた返すわけ

でございますが、年度末に死亡されたとか、あるいは社会保険庁に返すのか本人に返すのかちょっと状況がわからない場合がございますので、還付未済として77万9,000円を持っております。

現年度分の普通徴収でございますが、こちらにつきましては納付書で納めていただく、あるいは口座引き落としで納めていただく保険料でございます。調定額の4,137万5,000円に対しまして、収入済額3,833万9,000円、収入未済額309万6,000円となっております。92.5%の収納率でございます。こちらにつきましても還付未済額、大体6万円持っております。なお、1円単位の数字につきましては決算書の方に載せておりますので、ごらんいただきたいと思います。

滞納繰越分の普通徴収でございますが、調定額約528万8,000円、収入済額が約100万8,000円、不納欠損額でございます。これは保険料の時効の2年を経過した不納欠損でございます。金額で申しますと163万8,325円の端数がついております。人数で申しますと90人、月数で申しますと836カ月分になります。なお、この収入未済につきましては、今後徴収に努力し、収入未済を少なくしてまいりたいと思っております。収入未済が約264万1,000円、19.1%の収納率ということになっております。合計で収納率が98.2%でございます。

なお、このほかに、第1号の被保険者の保険料のほかに歳入といたしましては、決算書の197ページにございますが、国庫の支出金、国庫の支出金と申しますのは給付費の25%が原則でございます。県の支出金、これが12.5%でございます。支払基金の交付金、こちらが給付費の32%が原則でございます。そして市の持ち分でございます一般会計からの繰入金12.5%相当でございます。なお、介護保険の事務費につきましてはすべて一般会計の負担というふうになっておりますので、介護保険の事務に要する費用につきましては一般会計の方から繰り入れをいただいております。

164ページをお願いいたします。歳出の関係で、受給者の状況をこちらの方で説明をさせていただきたいと思います。

まず、居宅介護（支援）サービス受給者、要介護の認定の方が居宅介護サービス費で、要支援の認定の方が使われるのが居宅支援サービス費になります。先ほど部長から申しましたように、17年度末1,368名の方が居宅サービス、在宅でのサービスを使っております。介護度別につきましてはそちらの方に記載をさせていただいております。

なお、第2号被保険者がございますが、これは64歳までの方で高齢化を原因とする病気で介護状態になった方が第2号被保険者になります。

(2) が施設介護サービス受給者数でございます。17年度末497名でございます。介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームでございます、246名。介護老人保健施設、老健でございます、134名。介護療養型医療施設、介護保険で入院できる病院のベッドのことですが、117でございます。



保険給付の状況を一番下の第5表の方で整理をいたしております。まず165ページになりますが、合計欄で平成17年度、約29億1,684万円の決算でございました。16年度に比べますと少し減額をしているわけですが、これが先ほどお話をさせていただきましたように17年10月からの食費と居住費が介護給付から本人負担へ変わったための減額になっております。164ページの表の一番下に16年度の施設介護サービス費が16億7,943万3,000円、17年度になりますと16億4,438万円と、施設給付費の方が下がっております。これが先ほどの食費と居住費の本人負担化に伴うものでございます。

17年度で見ていただきますと、居宅介護サービス費、支援サービス費の合計が12億7,246万円でございます。そして施設介護サービス費が16億4,438万円でございます。先ほど1,368人が居宅サービスを使っておられてそのサービスの合計が12億7,200万余りで、497名の方が施設に入所しておられてその費用が16億4,438万円と、こういうふうな状況で、施設願望が高いという実態が出ております。

165ページの(2)でございますが、高額介護サービス費でございます。これは介護保険は1割負担を皆さんにさせていただきますが、収入が低い方につきましては1カ月の限度額を設定しておりまして、その限度額を超えるものをお返しをしております。その返した費用でございます。

大変申しわけございません。17年の数値の方が誤った数値を入れております。ご訂正の方をお願いしたいと思います。件数が17年が2,979件でございます。支給額が2,284万8,000円でございます。誤記載をさせていただきました。大変申しわけございません。

このように、介護サービス費も施設の入居者の増加に伴いまして伸びている状況が見受けられます。

なお、決算書の209ページをちょっとお開きいただきたいんですが、決算書の209ページ、介護保険の歳出の欄でございますが、上から2番目に項が特定入所者介護サービス等費というものがございます。目の1で特定入所者介護サービス費でございますが、これが先ほど居住費と食費が自己負担に変わりましたとお話をさせていただきましたが、やはり収入の少ない方につきましては1カ月の限度額を設けて、その超える部分をこれは直接施設に支払っております。その歳出額が5,467万4,170円というふうになっております。食費と居住費が個人負担に変わりました給付費から外れたわけですが、低所得者対策といたしまして、5,467万4,000円余りの低所得者対策の特定入所者介護サービス費を設けております。

それでは、主要施策の成果の165ページの成果と今後の課題でございます。在宅のサービス関係では、訪問系及び通所系サービスが全体的に利用が伸びてきております。そして一方で、一般会計の方でもご指摘がございました、高齢化によるひとり暮らし、2人暮らしの増加がございまして、施設サービスの利用希望も増しているという現状がございました。

こうした中で今回の介護保険の制度改正の趣旨に沿うよう、訪問・通所系サービスや居住系、グループホームなどのサービスを図りまして、在宅生活を支えるサービスの充実を図っていく必要があると考えております。なお、こういう考え方で第3期の介護保険事業計画も組ませていただきました。

以上でございます。

○今村委員長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[質疑なし]

○今村委員長 特にないようですので、質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後3時00分 休憩

午後3時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○今村委員長 それでは、休憩を閉じて再開といたします。

続いて、認定第3号、平成17年度安芸高田市国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

関係部長から概要説明を求めます。

廣政部長。

○廣政福祉保健部長 それでは、国民健康保険特別会計の決算の概要についてご説明を申し上げます。決算書でいきますと145ページからになりまして、主要施策でいきますと159ページになります。

平成17年度の収支決算につきましては、歳入が35億7,369万9,000円、対前年度比1.8%の増であります。歳出が34億2,739万5,000円、対前年度比6.2%の増であります。差し引き1億4,630万4,000円の黒字となりましたが、前年度からの繰越金2億8,227万9,000円を差し引いた単年度収支につきましては1億3,597万5,000円の赤字となっております。

平成17年度末現在の加入世帯数は7,867世帯、被保険者数は1万4,041人で、前年度と比べましていずれも横ばいの状態であります。一方、医療費の給付の状況につきましては、高額療養費を含め、費用額31億5,175万5,000円に対しまして保険者としての23億8,948万6,000円の給付を行ったところであり、前年度に比べまして費用額で3億162万2,000円の10.6%増、保険者負担分で2億5,092万2,000円、11.7%の増となりました。こうした医療費の増額につきましては、被保険者の高齢化、疾病構造化の変化、医療技術の進歩等に起因しているものと考えておりますが、本市に限らず、国、地方を通じての共通する大きな課題として受けとめておるところでございます。

本市といたしましては、今後とも医療費の適正化、保険税の収納率の向上に努めまして健全な財政を維持するとともに、被保険者一人一人に保険の仕組みや重要さを承知いただきまして、これからも安心して必要

な医療が受けられますよう努力してまいりたいと考えております。

詳細につきまして担当課長の方からご説明を申し上げます。よろしく  
お願いいたします。

○今村委員長 続いて、武岡保健医療課長。

○武岡保健医療課長 失礼いたします。

それでは、先ほどの介護保険特別会計と同様に、主要施策の成果に関する説明書に基づきましてご説明をさせていただきたいと思っております。159ページの方をお願いをいたします。

まず、総括的なことにつきましては先ほど部長の方からも触れていただいたわけでございますが、特に収納率の向上対策、また医療費の適正化対策ということで、この17年、特に取り組みを努めさせていただいたというところでございます。そこに実施内容ということで、1番といたしましては被保険者の概要、これは先ほど部長の方からございましたので割愛をさせていただきますが、全体の安芸高田市の市民の3万3,617人のうち41.8%の方がこの国保に加入をいただいております。2番目の(1)、(2)、(3)につきましては、市民部の方から後ほど改めてご説明をさせていただきたいというふうに考えております。

それでは、160ページの方の3の保険給付の状況でございます。17年度、先ほどございましたように全体の件数では12万5,679件、それに対する費用額が29億1,989万307円ということで、国保の方で負担をいたしましたものが21億5,762万1,804円ということでございます。それと(2)の高額療養費、その他の保険給付状況でございます。高額療養費につきましては件数で2,885件、2億3,186万4,196円を支給をいたしましたところでございます。その他の給付といたしましては、葬祭費、これは1件につき7万円でございますが、376件、2,632万円を支給をいたしました。また、出産育児一時金でございますが、国保の関係につきましては23件ございまして、1件当たり30万ということで690万の給付をいたしております。次に、

(3)の受診率、療養諸費、費用額、保険者負担ということで掲げております。年間の平均被保険者数は8,321人、療養諸費につきましては、1人当たりの費用額は35万906円ということでございます。それと保険者1人当たりの負担額は25万9,298円でございます。161ページに移りまして、

(4)の療養の給付費でございます。入院、入院外、歯科、調剤、食事、訪問介護というふうに区分をしておりますが、それぞれの件数、日数、費用額等について改めて先ほどの(3)の保険給付を詳細にあらわしたものでございます。

次に、4の保健事業につきましては、早期発見、早期治療ということに視点を置きまして、健診事業等についても助成を行っております。国保加入者に関する人間ドック等の助成につきましては654人、523万2,000円の助成をいたしましたところでございます。また、総合健診等に係ります個人負担金につきましても、国保加入者につきましては助成をいたしましたところでございます。基本健診1,219件、以下がん検診、それぞれ

件数を掲げておりますが、総額で467万4,700円、これを負担をしたと  
でございます。

最後に、成果及び今後の課題と申しますか、取り組みでございますが、  
一つは後ほど税務課の方からもあらうと思うんですが、収納対策、それ  
と私どもの保健医療課の関係でございますが、医療費の適正化対策とい  
う点につきましてはこれまでどおりでして、人間ドック、また各種検診  
の一部助成、それとか先ほどもございましたようにレセプト点検の充実  
強化、そういったところに視点を置きまして事業の安定運営に努めるこ  
とを思っております。

それと、特に最近少子高齢化が進展をしております、また、生活習  
慣に起因する疾病も非常に多くなっておるといことで、現在も行って  
おりますが、医療費を分析をさせていただきまして、疾病の分布である  
とか体系化、そういったところをある程度分析をさせていただきまして、  
そのことによって今後の保健事業を推進をしてみたいというふうに  
考えておるところでございます。

以上であります。

○今村委員長

続いて、山本税務課長。

○山本税務課長

失礼します。

税関係の説明をさせていただきます。決算書のページ、155、156と、  
主要施策の成果に関する説明書の159ページをごらんください。

まず初めに17年度の取り組みについて総括的に説明させていただきます  
して、詳細についてはその後説明させていただきます。

歳入における税につきましては、合併協議会において急激な税率の上  
昇を避けるため基金の充当を行うということで、その計画に沿いまして  
税率を据え置き、基金の充当ということで税の方の予算をいたしました。  
滞納につきましては徴収目標を、平成14年度、各6町が徴収額を、決算  
で出ておりますが、それを当初予算の最低目標として予算をいたしまし  
て徴収に取り組みました。

姿勢としては滞納者に厳しく当たることといたしまして、保健医療課  
及び支所の市民生活課と連携をいたしまして、保険証の発給停止、また  
短期保険証の発行も1カ月を期限といたしまして処分の確立に努めまし  
た。延滞金も厳しく徴収する姿勢で取り組みました。年間の徴収の取り  
組みといたしましては、督促催告、訪問徴収で、それでも聞かない人  
については呼び出し等の文書を行いまして滞納者の実態把握に努め、納入  
確約書の徴収を行いまして時効の中断に努めました。悪質なものを差  
し押さえに取り組みをいたしました。

結果といたしまして、差し押さえは21件、交付要求を40件、納入確約  
書は平成16年度の末と比べまして190名増加いたしまして、383名の確約  
書を取りつけました。資格証であります、一応保険証発行停止いうこ  
とであります、57件、それで短期保険証は89件の執行をいたしました。  
この数字につきましては成果説明書の38ページに掲載をいたしておりま

す。なお、差し押さえ、交付要求及び確約書は一般の市税とあわせて執行いたしております。また、滞納者の調査、精査を行った結果、徴収不適なものについて不納欠損処分を現年分で5件、1万9,400円、過年分で530件、1,380万3,178円を行いました。

ただいまよりちょっと詳細について説明していきたいと思いますが、決算書では開いていただいております155、156ページ、成果説明書では160ページ上段の徴収状況をごらんいただきたいと思います。決算書の方では一般被保険者、退職被保険者の内訳として医療、介護と詳細分類になっていますが、税総額にして歳入の説明をさせていただきたいと思います。

成果説明書の方を見とっていただきたいんですが、最終予算額は7億8,138万3,000円です。調定額が8億2,292万7,700円、収入済額が7億8,212万8,907円、不納欠損額が1万9,400円、先ほど言いましたように、これ5件あります。収入未済額が4,170万6,093円であります。未還付額が92万6,700円です。収納率は94.93%であります。前年度と比べまして0.02%の減であります。

滞納繰越分ではありますが、最終予算額が2,376万2,000円です。調定額は1億2,696万72円であります。収入額は2,527万2,308円であります。不納欠損額が1,380万3,178円、530件であります。収入未済額が8,790万4,586円、未還付額が2万円です。収納率は19.89%で、前年度と比べまして2.79%アップしております。

続きまして、161、162ページをごらんください。11款の諸収入であります。11款の諸収入であります。項の延滞金、加算金及び過料で延滞金であります。最終予算額は53万3,000円でしたが、調定額が86万8,400円で収入済額が86万8,400円あります。

続いて、歳出ではありますが、決算書の163、164ページをごらんいただきたいと思います。

1の款の総務費、2項の徴税費であります。最終予算額が480万9,000円、支出済額が341万9,120円あります。これは主なもので2目の納税奨励費、8節の報償費であります。納税組合の報償金であります。最終予算額が400万円、支出済額が274万3,500円あります。

次に、ページ171、172をごらんいただきたいと思います。9款の諸支出金、1項の償還金及び還付加算金であります。これは一応還付金であります。1目の一般被保険者保険税還付金は最終予算額270万で支出済額は248万4,400円あります。2目の退職被保険者等保険税還付金は、最終予算額50万円、支出済額が3万2,000円あります。

以上で税務課関係のものの説明を終わります。

○今村委員長

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

入本委員。

○入本委員

どうしても不納欠損額について我々も定例のごとく聞かにはいけないんですが、私が聞くよりか説明もらいましょう。

○今村委員長 山本課長。

○山本税務課長 不納欠損の内容ですが、いろいろ精査いたしまして面接やらで調査や  
らいたしまして、執行停止と時効と2通りあるんですが、その中でまた  
執行停止は、執行停止して3年経過したらもうこれ以上状況は変わらない  
、取っちゃいけんと、こういうのがありまして、執行停止をしても  
う行方不明、どこへ行ったかわからんというような場合やら、財産何も  
ないというようなときに即時停止いうんがあるんですが、そういう方法と、  
執行停止をしておりながら時効を迎えるというのがあります。その次に  
単なる時効ですよ、言いましたように。大きくには4つに分かれるん  
ですが、執行停止、生活保護やなんかの方が多いんですけど、生活困窮  
いう状態ですね。これで執行停止をいたしまして3年経過をいたしまし  
て、こりゃあまだ原状回復しとらんと、落とさざるを得んという部分が  
97件ほどあります。それで金額で234万1,760円ですね。執行停止をして  
即時処分をせにゃいけんとというのがあります。これが114件、153万  
7,880円であります。ほいで、生活困窮のような人が多いんですが、執  
行停止をして3年経過をしていく間に時効を迎えるいうんがあるんです。  
執行停止中の時効というのがあるんですが、これが324件あります。994  
万2,938円ほどあります。単なる時効という、5年経過したけえ時効にな  
ったという分ですね、これは本年度はありません。

内容的には以上なんですが、どうも社会情勢が悪うて、平成12年、13  
年ごろにはリストラにおうて失職しとるとかいうような人やら何かたく  
さんおられましたりして、それが国保に流れてこられて、行って話すり  
ゃあ、もう銭は何もないんじゃ、失業保険もなあってどうもならんの  
じゃいうような人がどんどん出てまいりました。ああいった人たちがこ  
の中に随分おると思います。

以上であります。

○今村委員長 ほかに質疑はありませんか。

青原委員。

○青原委員 先ほど説明を受けたんですが、関連になろうかと思うんですが、確  
約をとっとられるんですよね、380、まあ400件近い件数があるんですが、  
その分についての時効いうのはどうなるんですか。

○今村委員長 野村収納係長。

○野村収納係長 具体的に申し上げましたら、合併したときに6町持ち合わせた分の誓  
約者が53名でした。それから16年度末で193名になっております。17年  
度末が383名、差し引き330名という数字がふえておるわけなんです  
が、16年度対比では。最終的には分納誓約をとった時点から、当然ながら時  
効の中断になっていくということでありまして、1件でも2件でもこの時  
効の中断をとっていかないと債権の確保ができないという思いでやって  
おります。

以上です。

○今村委員長 青原委員。

- 青原委員 ありがとうございます。  
 そういうのをどんどんとっていただいて時効を少なくしていただきたい。正直者がばかを見るよというようなことではやはりこういう滞納者がどんどんふえていくような状況になりますので、そこらはしっかりやっていただきたいというふうに要望しておきます。  
 以上です。
- 今村委員長 ほかに質疑はありませんか。  
 入本委員。
- 入本委員 逆に収入未済額の方ですよね、その方の見通しはどうか。  
 ○今村委員長 山本課長。  
 ○山本税務課長 今のところは、見ていただいたらわかるように16年と17年はほぼ収納率が拮抗しとるんですね。太陽政策をとるのか強硬政策をとるのかいうところじゃろう思うんです。今の滞納者に対して厳しい姿勢で臨んでいきよりゃあ、当然滞納したらああいう目に遭うだろうと、処分されるというようなところを徹底してやっていかにやいけんいうふうに思うとるんです。その辺が、じゃあどうなっとるんかいうことになりゃあ私どもも確立したというところにはまだ到達しとらんのです。とにかく滞納者と執行しちやあ、けんかをしちやあ、どうしてやったん、ならと。というような世界の中で今この3年目を迎えて、この一、二年ずっとけんかしいやりよるといような状況であります。じゃが、これに負けてこっちの方がおとなしゅうなっていくと、この現年の徴収率が下がるいうふうに思うとります。
- 今村委員長 入本委員。  
 ○入本委員 ここらで他町のやり方をいうのもいかがと思うんですが、来年度予算に足りない分がここにあるというふうに総務部長も思われると思うんですね。その方法論として、他町には税務課がないところがあると。それはどうするかいうたら、職員全員が税務課であると。3人一組組んで全市をくまなくやって公平性を図っていたという例もあるんですよね。そういう点、副市長、そこらの案を、本部長でありますし、だれも行きたくない税務課に行かすよりか、全員がその気持ちになってお互いの効率的ないい通勤時間を利用してでも、やっぱり財政圧迫しとるときに、やはり1年か2年かはそういう気持ちで全員に振り分けてやっていこうという気持ちも必要ではないかと思うんですが、本部長としてどういう考えをお持ちですか。
- 今村委員長 増元副市長。  
 ○増元副市長 対策本部を立ち上げまして、そういった全職員かかわってやっていこうというふうな思い、気持ちの部分と、実にどのように動くかという検討をさせていただいたわけでございますけれども、担当課等々と実務の部分で話をしていきますと、気持ちはそうなただけけれども、実際の実務についてはやはりもう少し組織的に動く必要があるんじゃないかと。消し込み等も含めて、いたずらに訪問するだけでは労力が余りにもかかり

過ぎて実が上がらないというふうな部分もあって、現在のような方法はとらせていただいておりますけれども、もう少し実動の上がる方法というのはあるのではないかというふうにも思いますし、今、収納係として専門的な知識も含めて集約をしてやっていきたいという思いでありますけれども、その人員配置がどうなのであるか、あるいはもう少し法的な知識も必要であると、あるいは消し込みをする、誓約をとってくるのはいいけれども、それがどのように入ってくるかという300何件の消し込みを全部やっていかなきゃいけないというふうな労力、そういうふうなこともあって、現在、試行錯誤の途中ではあるというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。タイヤロック等、車そのものの差し押さえといったようなことも、これも差し押さえたらどのように現金化をしていくかというふうな実務の部分もあるようですし、財産、宝石類あるいはいろんな財産を差し押さえたとしても、公売をするシステムというものを確立をしなければいけないというふうなところもあって、そこらもかんがみながら担当課とも協議をして、19年度へ向けて取り組んでいきたいというふうには思っております。

○今村委員長 入本委員。

○入本委員 どうしてもこれは定番的になっておまして、やっぱり公平性の原理からどうしてもこの質問をせざるを得なくなると。それで、収納率も上がっておるんで評価しないわけではないわけなんです。しかし、コンマ何%よりか1割台の2割台のいう数字が上がるためにも、庄原市に続いて今のタイヤロックというのもやられとるという報道をしていただければ、やっぱり収納率も上がるかと。それと、意識改革の中でやっぱり安芸高田市はどう取り組むんだという形で、私も先ほど申しましたように先進地の例もいいことはまねられて、財政の厳しい折にやっぱり公平性をもう少し積極的にやっていかれてもいいんじゃないかなと。この2%が2割になるように、来年度の決算を楽しみにして、終わります。

○今村委員長 ほかに質疑はありませんか。

[質疑なし]

○今村委員長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

以上をもって本日の決算審査特別委員会を終了いたし、散会といたします。

次回は明30日午前10時に再開といたします。ご苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午後3時45分 散会